

平成29年第4回西郷村議会定例会

議事日程（3号）

平成29年12月8日（金曜日）午前10時開議

日程第 1 一般質問

- |       |     |    |     |              |
|-------|-----|----|-----|--------------|
| No. 5 | 12番 | 後藤 | 功君  | (P 43～P 61)  |
| No. 6 | 4番  | 鈴木 | 勝久君 | (P 62～P 79)  |
| No. 7 | 11番 | 上田 | 秀人君 | (P 80～P 102) |

・出席議員（15名）

1番 松田隆志君	2番 高橋廣志君	3番 真船正康君
4番 鈴木勝久君	5番 欠員	6番 南館かつえ君
7番 藤田節夫君	8番 金田裕二君	9番 秋山和男君
10番 矢吹利夫君	11番 上田秀人君	12番 後藤功君
13番 佐藤富男君	14番 大石雪雄君	15番 真船正晃君
16番 白岩征治君		

・欠員（1名）

・欠席議員（なし）

・地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

村長	佐藤正博君	副村長	大倉修君
教育長	鈴木且雪君	会計管理者兼 会計室長	黒羽千春君
参事兼 総務課長 選挙管理 委員会 事務局 長	山崎昇君	税務課長	伊藤秀雄君
住民生活課長	鈴木真由美君	放射能対策 課長	木村三義君
福祉課長	真船貞君	健康推進課長	長谷川洋之君
商工観光課長	福田修君	農政課長	田部井吉行君
参事兼 建設課長	鈴木宏司君	企画財政課長	田中茂勝君
上下水道課長	鈴木茂和君	学校教育課長	高野敏正君
生涯学習課長	緑川浩君	農業委員会 事務局 長	和知正道君

・本会議に出席した事務局職員

議会事務局長 兼監査委員 主任書記	藤田哲夫	次長兼 議事係長兼 監査委員書記	黒須賢博
専門主査兼 庶務係長	相川佐江子		

◎開議の宣告

○議長（白岩征治君） おはようございます。定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。

（午前10時00分）

◎一般質問

○議長（白岩征治君） 本日の日程は一般質問であります。

質問は、通告順に行います。質問は、会議規則第63条の準用規定により、一問一答方式で行います。また、質問時間は、答弁を含め1人につき90分以内を原則といたします。

なお、質問及び答弁は、西郷村議会運営確認事項にのっとり、簡潔明瞭に努めるようよろしくお願いを申し上げます。

それでは、通告第5、12番後藤功君の一般質問を許します。12番後藤功君。

◇12番 後藤 功君

1. 村長の政治姿勢について 内外の政治状況について伺う

○12番（後藤 功君） 12番、一般質問をします。

最初に、村長の政治姿勢ということですが、毎度のことながらタイトルが政治姿勢と。

まず冒頭に、西郷村の村長選挙が2月25日に行うということが確定しましたね。そういうことでありまして、私は、佐藤村長も残り任期2月までですから——3月ですか、3か月ぐらいですね。そういった中で、昨日の同僚議員のいろいろ一般質問から、村長の去就に対して、そういう言及は一切なかったわけです。

私、これ一般質問するに当たって、これからの——現在もそうなんですが——西郷村の行政いかにすべしという観点からもね。村長がですよ、今限りでもう引退するんだと、そういった場合は、なかなか踏み込んだ答弁、あるいは私もそう、いない人にね、これからそういう予定のない人に言っても、これは大した意味はないんですよ。その辺が、これは村長の今後の4期、それから、もしかですよ、まだやるんだと、あるいはここでもう一応区切りをつけて引退するんだと、その辺を少し。これは、いろいろ西郷村の議会にマスコミなんかも、やっぱり村長はどうなんだと、一切そういうことが、いろいろ聞いてないんだと、私のところにもいろいろ来ます。

まず、私は質問するに当たって、その辺、佐藤村長の今後の去就をまずお聞きしたいと思います。

○議長（白岩征治君） 村長、佐藤正博君。

○村長（佐藤正博君） 12番後藤議員の一般質問にお答えします。

議員お話のとおり、4年間の任期において何をやるかということも、当然できることしか答えられまいということだろうと思って、私も当然だと思います。

最初、そういうことなので、2か月しかないのに何をやるんだということを聞いて、果たしてそういう答弁すべきなのかどうかと、今、これを聞いて、そのとおりですね。残念ながら、今のところ、私も出る、出ないということはまだ決まっていないので、

それは申し上げることができないわけでありまして。今までは、12月に去就を明らかにせいということでしたが、いろいろ条件がありますので、どこかでは早くしなければならぬということだと思いますが、今のところはまだ、そういうことでお許しただきたいと思います。

そうしますと、では、どっちつかずの話になるだろうという話になりますよね、言われたとおり。どっちつかずということではあります、村政これまでやってきた中において、今後の将来のことを語るのは自由であります、担当するかどうかは別にして。こうあるべしというふうに思っているものだけを申し上げるしかないというふうに思います。

では、本当にどこまで答えることができるのかということもありますが、これまでの私の考えというか、やってきたことの延長線上にいつもなるわけでありまして、答えはそういうことを含んだ内容であるということをもまずご理解いただきたいというふうに思っております。

○議長（白岩征治君） 12番後藤功君の再質問を許します。

○12番（後藤 功君） 村長、出るとも出ないとも明言できないんだと。しかし、行政は連綿と続くわけですから。だから、個人的にそういう、村長の選挙戦略上そういうふうにしていったほうがいいんだとか、いろいろあるでしょうけれども、個人でね。ただ、自薦、他薦、我こそはという人も今のところいないんですよ。だから、村長はその辺を見越して、やっぱり取れんされるのは俺しかいまいと、そういうふうなようにも受け取れると、挑戦者がいないんですからね、確かに。

そういった場合、やはりそういうふうには、村長は西郷村の人材不足にね、これを1つの我しかないというようなあれなのかなと、私はそういうふうな見方もするんですけども、村長がそれ以上言及しないのであれば、それはそれで1つの見解ですから仕方ありませんが。

しかし、行政の継続上、やっぱり4年に1回の選挙というのは、継続するにしても、また、新たな人が村政を担うにしても、そのビジョンなり、そういう経緯をまずもって申し上げて、そして有権者の審判を受けるというのが私は筋だと思うんですよ。その点について、やはり村長はここへ来て、あと2か月、3か月という迫った中で、やはり自分の進むべき道というのを明確に示すのが、政治に取り組む真摯な姿じゃないかと私は思うんです。

その点ね、やはり私は、村長がいいとか悪いとか、そういうことを別にして、これはやはり、西郷村民に対して明確に自分の進退、進路、そういうことを明確にするのが筋じゃないかと、ここに来て。

もう一度伺いますけれども、その辺はどうなんでしょうか。

○議長（白岩征治君） 村長、佐藤正博君。

○村長（佐藤正博君） お説ごもっともですね。やっぱり、何かふらふらしているようにとられるといたら、これは心外で、そういうことではない。今まで、負託に応えるという、いわば村民の総意に基づく行動をとらなければならないというふうにして、

ここまで来たわけでありまして。その皆様方のご意思によってということになりますので、その一つのまとまりといったものもあります。後援会があったり、いろんな方々がいるので、そういう方々との合意といいますか、その上に立って申し述べなければならないということもあるわけでありまして。

しかしながら、言われたとおり、やっぱりふらふらのようなことではまずいだろうと、私も実際そう思っておりますので、なるべく早く旗幟を鮮明にしなければならないということをご指摘のとおりでございますので、そういう方向で早くしたいと思っております。

○議長（白岩征治君） 12番後藤功君。

○12番（後藤 功君） それ以上のね、まだはっきりしないんだと、これも1つの答えであるというふうに理解します。

しかしながら、あえて申し上げるならば、やはり一日も早く、ここへ来て旗幟鮮明にして、そして自分の、例えば今後またやっていかれるなら、そういうビジョンなり、そういうものをお示ししなきゃならないと、このように私は思うんです。これ以上言っても仕方ないですから、そういうふうにしていただきたいと、ぜひお願いするものであります。

それで、変わりますが、内外の政治状況ということで私出しておりました。これは、村長選挙をね、我々政治家、村の議員だから村のいろんな細々としただけの考えだけでいいのかと、私は決してそうではありません。やはり、政治家たるもの、まして村長も、国の政策あるいは国際情勢のいかにあるべきか、そして現状認識がどうなんだと、今起こっていることに対してどういうふうな考え、また、見識を持っているのかと。それを、こういう機会ですから、私聞いてみたいと思います。

それで、今、国際情勢は、非常に緊迫した情勢だと。これは、連日のようにワイドショーなり新聞、テレビでは、北朝鮮問題がどうなんだと。トランプ政権の対応はいかにということでありまして、私は、日本の今置かれている立場、そしてどういう外交政策をとったらいいのかとか、そしてその中であって、どういうふうな我々は対処しなければならない。

それから、西郷村長である村長は、その危機管理に対して直接、迎撃ミサイルを撃てとか、そういうことはできませんけれども、しかし、心構えとして、どのようなそういうこと、危機に対して持っておられるのかと、そのようなことを聞きたいと思えます。

それで、現状は、北朝鮮が火星何号という、アメリカ大陸に届くICBMを既に完成したんだと。そして、あとは実戦配備して、核弾頭をつけて、それまでになったと、そういうことで大騒ぎしているわけですよ。当の対するアメリカも、ここへ来てやっとなりの重大さというか、直接自国民が危機にさらされると、そういう状況であります、国際情勢はね。

私、これ、安倍政権そのものに文句を言いたいんです。どうも手ぬるいんじゃないかと。先ごろの安保法制、9条2項……、改憲ですね、3条と。それを曖昧なね、自

衛隊そのものは認めるんだと。しかし、武力はだめなんだと。そういう姑息なことで、果たしてこの日本は守れるのかと。これは、保守の論壇の人、きちっと考えている人は、そんなのおかしいんじゃないかと、それは将来に非常に禍根を残すんだと、相矛盾することが、改正しようとする。

私は全く同感でありまして、それならいっそ9条を全面的に改正して、正式なそういう、日本も武力も、やはり相手がそうならそういう攻撃できるんだとか、自衛のためのきちとしたそういう裏づけを持った憲法にしなきゃだめだと。安倍政権は、その辺がどうも及び腰で、非常に私は、もうこれは、安倍総理もにせの保守主義者だなど、本物ではないと私は思っています。

昨日のテレビ、BSのね、西尾幹二さんが言っておりましたが、全く私もそのとおりだと思います。

そういうことで、やはりどういうことなんだと、北朝鮮問題にとっても。これ、国政なんです、ひとつこの際だから、村長にその辺の見識を聞いてみたいと思います。

○議長（白岩征治君） 村長、佐藤正博君。

○村長（佐藤正博君） 憲法の……（不規則発言あり）いや、憲法論議で結構でございます、なかなか言う機会ないので。ということで、どう思うかと。

まず、本当に西郷村民の代表としてどういう行動すべきかといったときに、まず憲法問題というのは避けて通れないという時期に差しやってきましたね。憲法の問題は、私どもは小学校の上級生と、それから中学校になってから正式に習います。一番、朗読して何がすごいのかというと、前文ですね。私たちは、国際的に、やっぱり四方を固めて、そして国際社会の一員としてその地位を占めたいと思うと書いてあります。

やっぱり、戦争が、司馬遼太郎に言わせれば、明治以来、それから関東軍の問題で統帥権の問題にきた。その結果において、第二次世界大戦で広島・長崎にあったと。あれが早いか遅いか、3月10日の大空襲、10万人も殺される話があった。民間人を巻き込むといったことが、早く終戦に導くことができなかつたのか、鈴木内閣において。

天皇陛下の苦悩——昨日、独白録がオークションにかかった話が出ましたが、やっぱり天皇陛下も一番苦勞されて、本当にこの独白録、読んでみたいもんだと思います。結局、その結果何ができたのかとなると、やっぱり憲法第9条、戦争放棄というものがあって、今で、一方は専守防衛に徹すべし、ここに来たわけでありまして、異論はないと。

しかし、同時に、朝鮮戦争の勃発によって、本隊ができて、警察予備隊ができて、アメリカあるいは連合軍は、日本には武器あるいは軍隊はつくらせないといった方針が、朝鮮戦争の勃発によって、いわば冷戦の始まりによって、その考えは翻すしかなかった。その結果、自衛隊ができたということになっているわけでありまして。

自衛隊は、やはり災害出動とかありますが、いわば海外に出てというのは、PKO（ピース・キーピング・オペレーション）で弾を撃てないとか、いろんな制約がありますね。これは、国連軍であればという前提があったりということがありますが、基

本的には専守防衛というのは崩さない、私はこれを支持したいというふうに思っています。議員もそうだと思います。

ただ、不法行為が起きたときどうするんだと、座して死を待つのかといったときに、これは許せぬ。そして、憲法9条の中身も、攻撃された場合の防衛は、これは不文律で容認されている、国際社会はそう思っている、そう言っているのであります。これも私もそう思います。

今般の北朝鮮、あるいはパレスチナの問題、いかなる火ぶたになって、この社会経済情勢にどう影響が起きていくのかと、まことに重大な関心事であります。アメリカの大統領は、これまでの考え方を変えたということになりますので、やはり宗教に絡む問題、あるいは経済に絡む問題、今までの戦争の原因はいっぱいありますが、そういったことについては国際社会を注視して、日本もそのための最大限の外交努力はしなければならんという……（不規則発言あり）はい。

はっきりしませんが、自衛隊を書き込んでない部分については、やっぱり明らかにしたほうがいいのでないかというふうに思っています。ただ、専守防衛と、それからさっきの専守防衛がどこまでの線引きできるのか。これについては、やっぱり相当な議論、そしてアメリカの例のバッグありますね、何バッグというんでしたっけ……（不規則発言あり）ええ、ICBMスタートを押すバッグを——フットボールですね、あれを大統領がいつも携行しています。あのボタンを押す人が、総理大臣に否とするならば、やはり相当な議論と、それからその道のりを稠密にやる。そして、今の憲法に抵触しないということが明らかでなければすべきでないということを考えているところであります。

○議長（白岩征治君） 12番後藤功君。

○12番（後藤 功君） なかなか地方議会で、こういう議論というのはあんまりないんですよね。でも、私は、やっぱり政治家たるもの、基本の基本というものを、まずどういうふうな考えを持っているんだと、それを私聞きたいんですよね。

それで、私は、最初どう、敵が一方的になっちゃどうなんだと。そのために、私は敵基地、事前にそういうのをたたく、そこまでやらないと、これはやられて終わり。日本は核武装してないんですから、一方的にやられて、はい終わり。東京に核爆弾1発で1,000万人死にました。アメリカはそこまでやるのかと、これも定かでないですね、自国大事ですから。

日本だけが平和憲法だけ信じて、自分がそうやらなければ、相手も大事なんだと。しかし、世の中はそんなね、もう何もしなかったら——ソ連がそうでしょう、ロシアが。クリミア半島、あつという間に併合しちゃった。そして、ウクライナでもいまだにやっていますね。そういう弱肉強食、決してそれは褒められることはないけれども、現実にはそうなんです。

日本のあるべき姿、私はこれ、国会議員が国会でやりたいですけども、敵のそういう核基地の能力、先制攻撃がされるとしたら、その前にたたく能力を日本は持つべきだと、こういうふうに私は思うんです。その辺のどうのこうのは村長には問いませ

んが。

ついでだから言うておきますが、これは非常に重大なことだと。いろんな人が今言うていますが、政治家でこういうことを言う、私は、我々日本も核武装を選択肢の中へ入れざるを得なくなるだろうと。決して積極的にどうのこうのではないけれども、しかし、座して死を待つという事態になったら、これはやはりそうは言うておれんと。その辺も、やはり外交上いろんな踏み込んだね。

アメリカが今守ってくれる。日本は非核三原則で、持たず、持ち込ませず、つくらずですか、そうあるけれども、ドイツのようにやはり国内にきちっと核があるんだと。そして、それによって抑止になるんだと、建前上なんですよ、これは。実際はあるんですけれども。そういうことを1つの外交カードに使っていかなきゃだめなんじゃないのと。これは、私はいろんなそういう説がやっぱり正しいんだろうと。

日本の核武装、自前でどうのこうのと、いろんな問題ありますから。でも、将来的には、これはやっぱりいろんな選択肢の中で、これは入らざるを得ないと、そこまで来ているんですね。この話はそこでとどめておきます。

それで、もう1点お聞きしたいのは、村長は、いろんな外国人の参政権を認めるのに賛成かどうか。

今、いろんな外国人、政党の中にあっては、参政権を認めるべきだと。非常にこれ、日本の国対のね、それをきちっと維持するためには重要なことだと。日本の外国人が参政権を得て、また、日本人に帰化もしないで、自国でも国籍があると、そういった二重国籍というか、そういった方々にも、野党の一部には参政権を認めるべきだと、そんなことになったらどんなになっちゃうんだと、この日本国。

村長、その辺のこういった問題に対してどれだけの見識が、認識があるのかわからないけれども、端的にね、その辺を認めるべきでない、認めるべきだと、それを私確認しておきます。

○議長（白岩征治君） 村長、佐藤正博君。

○村長（佐藤正博君） 外国人の参政権は、議論の途中です、今ね。お話の途中、言うており。これは、国会というか、法制審議会とか、そういったことの議論を待つしかない。要するに、事は難しい、今言われたとおり、そう思います。

ただ、この国際社会、今の戦争から絡めて、地球はどうなっていくだろうと。本当にやっぱり人類学者、あるいはそういった方々は、核武装は自滅の道を進むんだというふうに言うております。みずから首を絞めることになるだろうと。要するに、地上戦における1対1、あるいは昔のチャンバラで決闘、ああいうレベルではもう既がない。いわば、宇宙防衛で、パワーポリティクスがそう動くのであれば、地球を侵すということになるだろうということになりますので、極めてそこは難しくなるだろうという指摘があります。

でも、そう言いながら、言われたとおり十人十色、70億人の人は全部考え違うわけでありまして、どこかでは不法行為が起きる可能性があります。これもそのとおりです。では、どうしていくのかといったときに、中曽根首相が前、国連総会で言いま



したね、宇宙船地球号であると。やっぱり、地球人は全て手を携えて、お互いに助け合っという精神がなければ、国連をつくった意味がない。

国連が今、北朝鮮に事務局次長でしたっけ、行っていますよね。それから、パレスチナは国連事務総長が行って、いろんな問題、懸念、表明したりしております。やっぱり、どこかで人間として、肌の色が違ったり、言葉は違いますけれども、そういったところの手を携えようと、力を……（不規則発言あり）必要ないか。

結論からいいますと、やっぱりなかなか判断——今の時点とバックグラウンドを全部解析できませんので、私もやっぱり国会とか今の法制審議会とか、そういったところの議論を待つしかないだろうというのが考えであります。

○議長（白岩征治君） 12番後藤功君。

○12番（後藤 功君） これね、重要なことなのね。外国人参政権というのは、まず地方の選挙から適用しよう。地方の首長が認めるなんていうのもあるんですよ。これ、佐藤村長、実際西郷村の首長で、これ認めますなんていったら、どんどんどんどんね。よその人はわからないけれども、私は非常に危機感を持っているんですよ、これは。

いろんな、中国人なんかも今、北海道からどこから、みんな土地を買い占めて、それから水資源を、水がないから北海道でみんな買い占めている。政府は何のね、法律をつくるわけじゃない、ただ見てるだけだと。一体この国は、誰が責任を持って国防とか、日本の国を守るんだと。私も非常にそういうことで憤っているんですけども、参政権なんかも、これをもし認めたら、がたがたにされちゃう。

今、大相撲が、モンゴルがどんどんやってくると。あれなどもやはりね、日本の相撲道というのは、モンゴル人がどんどん入れば、みんなやられちゃうんですよ。それと同じなんです。モンゴルの白鵬がどうのこうの、村をつくって、どんどん強い者ができたら、日本の相撲はみんな蹴散らされちゃうよと。みんな同じですよ、これは。

話し広げれば、今、ヨーロッパでドイツが移民を受け入れて、メルケル首相も格好いいこと最初言ってね。ドイツも第二次大戦のとき、ナチス虐殺600万人したと。そして、いろいろ戦争した、そういう贖罪からね、ちょっとはいいことやろうかというような発想だったんでしょう。しかしながら、年間100万人、毎年入れて、結果どうなったと。もうがたがたに、国内の治安やいろんなことが、秩序が乱れ大変だと。そして、右翼とかいろんな政党ができて、とんでもない話だと、これはもうヨーロッパが全部気がついてるんです。単なる人道主義とか、そういうことではうまくいかないんです、これは。

我々政治家は、そんな上っ面のね、何かスポーツが行ってどうのこうのとか、そんな関係ないことで騒いでいるけれども、実は一番根本的な問題がみんなないがしろにされていると。

私は、あえてこの場で、そういう危機感のために言ったんですが、このぐらいにしておきますが、いろいろ問題はもう山積していると。

それで、次の問題に移りますが、農業の問題です。農業というか、農振地域の除外ということで取り上げました。

これは、具体的に申し上げますと、過去にも私言ったことがあります。言えませんがわかると思うんですが、今、西郷村の農業どうなんだと。皆さん、取り入れ時期を見ると、みんなWCSの白い梱包されたのが田んぼの半分ぐらい占めているんです。じゃあ、これが果たして農業のあるべき姿なのかと、素朴にそう思います。

それで、その結果どうなっているんだと。具体的に、上新田の高速道路からまきば保育園までの田んぼ——圃場があります。あそこなんか、地元の農家さん、何人も私聞いておりますが、実際はもうそういう農業者に貸しているんだと。もう後継者もないし、そういう機械入れるのもないからどうしようもないんだと。それがいいとするかという、決してそうでない。

やはり、その土地が非常に市街地に隣接して、また、インターチェンジ、あるいはそういう交通至便なところにあるんだと。それにもかかわらず、1つの農振地域、あるいは国の金を使って圃場整備した関係上、どうにも動きがとれないと。

その辺を私は、これはやみくもにどこからどこまで、むちゃくちゃな議論はしませんが、少なくとも村の土地の有効活用、どういった点でね。これ、西郷村の総合開発計画の中にもいろいろあるでしょうが、特にそういうね。これは本当に、同じ土地にしても価値があるところだと、ほかの産業に、住宅にしろ、商業地にしろ、工業の工場を立地すると、非常に価値があるんだと、そういう認識した上で、やはり現状の、WCSがもうほとんどそういう田んぼを覆っていると。その生産性たるや、1反歩何ぼとれるかわからないけれども、聞くところによると、WCSを1個3,000円で売るんだと。

請け負っている農業者は、その製品を売るためにつくっているわけじゃないんです。このからくりは、実は多額な補助金。補助金1反歩、WCSなら8万2,000円もらえるからやるんだと。だから、みんな今、借り手が大変でしょう、面積が多ければ多いほど金になるんだから。これが、私は本来の農業のあり方かと、そういう面からも説いているんです。

そして、そういう農業を、価値の高いそういうところで、営々とこれから続けていってもいいのかと。そして、地主にとっては、これは例えば別な商売に転用すれば、非常に生産性が高い土地になるんだと。その辺へ、やはり行政は、一度そうだからそのままでもいいんだとか、そういう発想ではなくてね。

これは、ひとえに村長の、どういうふうに西郷を発展させるか、未来へのそういう構想があるか、ないかにもかかわるんですけれども、その辺、やはり見直して、そういう非常に付加価値の高い土地は、農業にこだわらず、農振地を除外して、そしてやはり西郷全体のそういう経済力をレベルアップするというような方法を講じたほうがいいと思うんですが、その辺どういうふうに考えているか、伺います。

○議長（白岩征治君） 村長、佐藤正博君。

○村長（佐藤正博君） まず1つは、土地利用の大まかな方向としまして、農業を堅持する、これは堅持しますという考えです。なぜかという、やっぱり食料生産という大命題があるわけでありまして。

2番目は、ご指摘のように、社会の情勢が変わってきていると。それは、やっぱり土地利用上は、利用価値の高い方向に集約すべきじゃないか、これも賛成いたします。これまでの流れを見ますと、やっぱり土地利用は農地法、それから都市計画法、それから森林法、大きな3法によってテリトリーが決められてきました。しかし、ある程度それは移動しているわけでありまして。

そもそも藩政時代から、大名あるいは地主、そういった人々の手によって米がつくられてきたと、米だけ言えばですね。その後、戦後、財閥解体と一緒に自作農創設特別措置法があって、小作農はやっぱり自立できるようにという大改革があった。その後、土地を持った農家は食料生産、昭和30年代、新農村建設運動と同時に、心血を注いで、今や1反歩12俵とる人もいるというふうになって、逆に、昭和44年を境に減反に転じた。日本人は米を食べない、なぜか。やっぱり、胃袋革命があって、でん粉よりたんぱく質、ミルク、こういったほうにあって、日本人の体格は大いに上がったと、こういう実績があるわけでありまして。

よって、今後、どのような食料が——さっき言われた戦争とか、あるいは干ばつとか、地球環境の激変によって食料は逼迫する。今、アフリカは足りない。アフリカが足りないおかげによって内戦が起きている、難民ができて、さっきのメルケル首相の話になるわけでありまして。

こういったことを考えましたときに、やっぱり食料基地は完全にどうやって守るか。その中身において、米なのか、あるいは今のWCSとして、今月是由井ヶ原の雪割牧場、農林水産大臣賞をもらったわけでありまして。これは、どのような結果によるのかといいますと、やっぱり土地利用と経営のやり方、いろんなところと手を組む、あるいはみずからの努力をする、あるいは先を読む、いろんなことを実践して、集合体として、個人じゃなくてですね、そういった手の携え方をしてきた。これは天下に範たるものだということで大臣賞、西郷村では阿部弘さんに次いで2人目でありまして。14年間に2人も、特筆すべきです。東北では6人のうち、2人が西郷村というふうになっています。

そういう意味において、何が問題なのかといいますと、やっぱり牧草を、ミルクの源は牧草づくりであります。（不規則発言あり）前置きちょっと長くなったね、それは失礼しました。

農業は、そういった意味で堅持しますが、では、時代の変遷とともにということで、やっぱり人口が集まる、家が建つ、人が増える、西郷の今のご指摘のとおりであります。

そうしますと、宅地需要が出てくる。宅地を一人一人つくっていった場合は、なかなか計画的に上下水道、あるいは情報が入り込まない。よって、大規模にやる場合は土地区画整理、あるいは宅地造成事業、いろいろあるわけでありまして、これも基本的にやっぱりネットワーク、あるいは動線を決めた上においてやっていただくというのがありますので、この最たるものは都市計画法であります。

都市計画法と農地法の調整が、大都市、埼玉県、神奈川、市街化区域、市街化調整

区域という形になっていきます。

西郷はそれほどではありませんので、今ご指摘の部分は、やっぱり農業振興地域の整備に関する法律、いわゆる農振において農地は守られるということ、どう宅地が建てられるようにしていくかということになるわけでありまして、これは農振法の解除といいますか、見直しになるわけで、現在、見直し中であります。

議員言われた観点も当然取り入れてやっていく必要がありますので、これは都市計画とのやりとりですね。虫食いにならないように、あるいはロットで。見直しの条件は、小さくては、やっぱり周辺との影響、なかなか調整できませんので、できるだけ計画は大きいほうがいいという部分もあるわけでありまして。

4ヘクタール以上は大臣許可になりますので、これを覆すのは容易じゃないということになりますので、大きく先を見て、それも農業振興地域、裏を返せば都市計画法との調整になりますので、これを同時進行させていくというのが今の考えでございます。

○議長（白岩征治君） 12番後藤功君。

○12番（後藤 功君） 今の答弁を聞いて、どうも佐藤村長にはこの先続けてほしくないというような結論になっちゃうのかな。積極的にそういう、私が今、いろいろこうしたほうがいいんじゃないのということに対して、何ら前向きな、いや、これはごもつとも、そういうあれで変えていきますよと。現状、ただ都市計画法が大変なの、それはわかる。でも、それをね、やはりきちっとひもといていくのも、これ政治でしょう。だから、そういう考えだと100年たっても変わらないですよ。

だから、佐藤村政は何やっているんだかわからない、村民の皆さん言っていますよ。「何、また出るの」なんて、村長、出るとも、出ないともしゃあ言っていないけれどもね。だから、ぜひまた佐藤村政、実行力すばらしいものがあると、そういうことで、ぜひお願いして、またやってくれと、あんまりそういうの聞かないんだよね。そろそろいいんじゃないのというのが大方ね、そういうものが多いんですよ。

だから、その辺、本人が気がついていないんだかわからないけれども、私はとにかく、政治は結果責任で、やはりきちっと物事をやった人を私は一番評価する。あと、政治的な立場がどうのこうのとか、あれとあれが付き合っているからちょっとおもしろくないな、そういうことには立たないんです、私。

ですから、その辺をやっぱりしんしゃくすると、どうも何か旧態依然の佐藤村政だなと。ひとつ失望というか、そういうふうにもなっちゃうんですけども、あえて言いますけれども。

それで、由井ヶ原あるいは阿部牧場、これは全くね、あの地ではもう農業以外考えられないんですから、ああいうところをやっぱり積極的にね、農業に資するための行政の手だて、いろんな、それは当然でしょう。そして、そのために、皆さんがきちっとまじめにやった結果、そういう大臣表彰まで受けたと、これは素直に評価したいと思います。

しかしながら、それと同じあれでもって、場所によって違うところがあるのに、同

列に考えてはどうなんだと、そういうふうに私今受け取ったんです。土地を持っている人そのものが、こういう現状を変えてほしいと言っているわけです。片や同じ農業やっているところでも、農振除外地だったらもう簡単に転用して、坪何万円で売りましたとか、1反歩3,000万円だと、片や1反歩100万円だと、これは当然、当事者にとっては、やはり本当にじくじたる思いになっちゃうんじゃないのかな。だから、その辺も、ましてね。個人のそういうどうのこうので私は言いませんが、しかし、価値あるああいったところをいかに有効利用していくかというのが、私は政治だと思う。

村長も前に、まきば保育園の跡地は先端技術の産業を誘致するんだと、いまだに、もう相当前に言っているのに何の跡形もないんだけど、そういうふうなのを持っていると、その隣でしょう。だから、それはそれでいいです。あの地域を西郷のもう一つの産業の起爆剤、すばらしい。例えば、私もいろいろ高速道路を歩いています。圏央道（首都圏中央連絡道）というのがほぼ、大体8割、9割が完成したと。そうすると、圏央道というのは、東北道から関越、中央道、八王子、東名、みんな直結だ、常磐道。

そうすると、何が起きたかと、物流基地、巨大な倉庫を建てたり、いろんなそういう産業構造が変わっていくんですよね。そういうことを目の当たりにすると、やはり道路網というのは大変なインパクトがあるんだと。今、すごいですからね、圏央道の周辺、もう10町歩、20町歩、30町歩、そういう広大な土地を開発して物流基地にしたり、いろんな工場も立地している。

それと西郷村は比較はできないですが、しかし、西郷もあそこに、目の前にインターチェンジがあると、高速交通網がすぐでしょう。それから、今度は会津にも通じた、いろんな面でポテンシャルというか、そういうことがもう潜在的なね、相当上がっているわけです。そこでWCSの農業をやらせていいのかということ、私はそう思うんです。

だから、それをやはり行政、村長はそういういろんなビジョンに立って、これはやはり難しい問題だけれども、村として構想として、倉庫業でも、流通、商店、何でもいいですから、そういうことを集積して、この西郷村の発展に寄与すると、そういう観点に立つべきだと。どうですか、その辺。

○議長（白岩征治君） 村長、佐藤正博君。

○村長（佐藤正博君） ちょっと話し長くなって恐縮でした。農業は、そういう意味で守るということですが、今言われたのはそのとおりです。防災拠点というか、役場周辺をとという考えを1つ示しましたね。

もう一つは、もう既に都市マスタープラン、10年前に今ご指摘の部分は、市街化することは方向づけとしてきていたわけでありまして。では、どういった導入をするのかというのが今後の問題になります。

誰しもが見ていますのは、嫁塚線ができて、国道289号線から、最初は産業道路縁辺でしたですね、あの近辺が市街化していけると。次は、嫁塚線があって、今

の上新田から西原を通過して、熊倉・谷地中に行くルートですね。その次は、増見線です。増見線から下側は、やっぱり住宅をつくるだろうと。それが、甲子トンネルが開通して、いわば国道289号線の沿線が今、川谷までずっと交通量が増えたりという話があって、平成18年の農振法の見直しにおいては、そこを除外してきたわけであります。

今言われている部分、上新田という話がありましたが、あの近辺も当然、最初からやはりそういった方向にいくだろうと。ただ、圃場整備という農業の投資がありましたので、なかなか第1種農地ということがそう簡単には解除できないということがあった。

先ほど計画は大きいほうがいいと言ったのは、前にも申し上げましたが、アサヒビールが本宮の新工場をつくったときに、あそこは圃場整備の大規模整備地だったところ、あそこを転換したわけであります。あそこはご存じのように、農業振興の特区でありましたので、最高の稲作基地であったわけですが、あの段階でやっぱり減反という先を見たときに、業態を変更して、第1次産業から第2次にいくということを地主は承諾といいますか、意見として出したわけですね。それをよすがとして物流、あるいはあのでっかいビール工場とか、今いっぱいありますね。ああいうものが30年たって今の形になりました。

こういった計画は、今お話のように、やっぱり都市計画10年、あるいは計画自体は10年とか、あるいは先を見る場合は30年とかということを見てというふうになりますので、冒頭言われた世界の情勢を頭に置きながら、日本の推移といったものを頭に置いた、人が住むからこそ都市計画であります。人がいるからこそ食料でありますので、その推移において西郷村が果たすべき寄与度というか責任、そういったものと村内における需給バランス、いろんなことを見ながら今の土地利用を考えていかなければならないというふうに思っております。

今ご指摘のように、やっぱり付加価値の高い使い方をしたほうがいいということについては、住民の合意、あるいは小さければ、やっぱり農業施設の管理、水の管理は今まで総代管理であった、あるいは土地改良区の役員が管理だったところが転用して別になって、一部は農業が続く、一部はやっぱり別な土地になった場合に、そのバランスが、圃場整備やったときのメンバーかわってきますので、そういった調整をしながら、より大きければ大きい転換のほうが、やっぱり先を見た計画だろうというふうに私も思っているところがございますので、そういった動きがあって、ご意見があることを頭に置いた農振地域の計画の変更といったものに取り組んでいくことになります。

○議長（白岩征治君） 12番後藤功君。

○12番（後藤 功君） 村長ね、やるときはやると、そういうにならないと、人間100生かないんだから、やっぱり後は後の世界でまた考えればいいんだし、今現在どうなんだと。

私、それこだわるのはね。要は、政治はね、人々に雇用の場をつくって、飯の種を

つくってやらなきゃならないんです。民間の人そんなこと、企業の人は考えている人もいますけれども、我が社が何人の従業員を雇って、子育て社会に貢献しているんだと、そういう高い企業理念でやっている会社もいっぱいあると。でも、やはり行政ほどはできないんです。いくらトヨタだって、あそこを橋かけっぺ、よし、海直すべとか、思い切ってどうのこうのやるって、できないんです。やっぱり、これは行政がやらないとできないと。

そこで、やはり、これは皆さんね、地主の皆さんも自分の力ではどうにもならないから、そういうことを言っているわけです。だから、行政で何とかそういうことで外してもらって、きちっと運動して、除外してくれないかなと、これは行政しかできないからです。そこで、難しいんだよなと言っていると、もう何にも進まない。難しいのは百も承知ですよ。でも、決して難しくない方法もある。加計問題でね、安倍首相と仲よくなれば通っちゃうんだから、これ本当。これは例に挙げられないけれども。

結局、けさのテレビでも、ごみの片づけが、森議員が、10分の1でね、10倍になっちゃったと。これ、役人もしどろもどろの答弁になっちゃうんだけれども、ああいうことが、いや、見本にしろと私言いませんが、しかし、一方でああいうこともやっているんだわな。しかし、これは公益のために一生懸命、何とか1人の人のための便宜を図る、そういうことと違うんだから、正々堂々とやっぱりきちっとやっていかなきゃならないと思います。

それで、結局、発展させるということは、これは行政もちろんそうだけれども、その結果どうなるんだと、行政がいろんなインフラ整備した結果はどうなった。これは、民間資本がどんどんどんどん出資しますよ、おのずと。バイパス1つできると、もう民間事業者が、チェーン店なんかも、はい牛丼屋です、ラーメンチェーンです、いろんな業態の店がばんばんばんばんと立つと、こういう経済の波及効果が必ずあると。だから、まずそういうところはきちっと整備して、そして企業がおのずと来ると。

我々が申し上げたいのは、仕事というのは雇用の場をつくってやるから、そういうことなんです、それにつきますでしょう。じゃ、具体的にどうなんだといたら、邪魔な農振を外すとか、そんなのにこまねいて、いや、難しいんだと。何を私らこれ、税金で飯食っているんだとなっちゃう。そういう素朴な、考えてみればそんな難しいことないのを、やはりやろうとしないのはどうなんだと、いつも私は思っております。

農業本来のあり方ということを申し上げますと、今、WCSとか補助金農業をね、大規模農業だと。でも、実態は補助金に依存した農業になっちゃっていますね。こんなんじゃ永続的な持続性ある農業の姿のかというと、これは多くの識者も、これは違うんだと。

アメリカ、オーストラリアのまねしろといたら、国土がアメリカの25分の1、それはオーストラリアも同じです。オーストラリアは耕地面積が1,000ヘクタールぐらいでしょう、アメリカが100町歩、日本の農業は1町歩、2町歩ですよ。それと同じあれで戦えといたら、しょせんどだい無理なんです。

国会議員の誰でしたっけ、日本の農業はやはり家族農業でやったほうがいいんだと。

私、これは一番現実に立脚した農業だと思いますよ。やはり、じいちゃん、ばあちゃんでも、跡継ぎ、それが嫁さん、子どもも手伝って、これは昔から連綿としたそういう農業をやってきたわけですよ。そして、田畑の日本の美しいという原風景を維持してきた。しかし、今はどうですか。みんな荒れちゃって、そして大規模農業といって、WCSの時期になるとば一っとそれしかないで。

最近、米が比較的下がらないですね、あるいは実際食用米が足りない。なぜかという、みんな牛の餌、豚の餌に、家畜用米になっているから、米の値段が、前はば一んと下がっていたんだけど、今は下がらないでしょう。それは米が不足しているんです。

日本のやり方というのはおかしいですよ。それで、外国から飼料を買うようになってきているけれども、何のことはない、税金でただ補填して、高いあれをつくっているでしょう。これは、ある部分においては仕方のない分も私は認めますが、でも、本来の農業のあり方ではないと私は思います。

そして、西郷村も直売所が来年、完成の暁を見ると。その場合、まさかWCSのあれ、あそこで売るわけいかないでしょう。これ西郷特産のWCS、どうぞ1個3,000円で売ります。これが西郷村の製品ではないはずですよ。じゃあ、どういう農業なんだと。やっぱり、野菜、果物、そのほか加工品、そういう農業に関したいろんな産業があるんですね、そういうところに力を入れる。

WCS農業の、これ農水省の補助金なんですよけれども、何でハウス農業だ、そういうね、例えば野菜づくりのために補助金あるのはあるけれども、でも、そういう農業よりはるかにみんな少ないですね。そういうことに国ができないんだったら、村がそういうのをつくってくれと、そういう積極的な行政をなぜやれないんだと。

これ、恐らくオープンしたら、品物が集まる、集まらないという問題も出てくるんじゃないですか。そのための手だてをやっているのかと、農業公社つくったけれどもね。ただ頭でっかちで、ただ実際は何もできないんだ、それじゃどうしようもないと。その辺もいろいろ細かい、やっぱり考えてやらないと難しいんじゃないかと。

そういうことをね、農政課長、その辺のちょっといろんな想定、直売所の、どれだけ品物が集まる、そういうシミュレーションしているでしょう。

それと、先ほどの上新田地区の圃場面積を、わかっているなら教えていただきたい、何ヘクタールあるのか。

それと、上新田だけじゃないですね。米村の産業道路の、あそこからずっと高速道路のところまで、やっぱり圃場整備したと、村長、わかりますよね。（不規則発言あり）だから、産業道路、谷地中と。あそこから下も、これ上新田ほどでもないけれども、やはりあれなんかも除外すれば、だんだんだんだん、相当なものができるんじゃないですか。

今、間ノ原、どうですか、みんなそのうち潰しちゃうで。だから、そういうところもやっぱり考えていかなきゃないと、とりあえずは。それと、山下ね。山下の保育園からずうっと中ありますね、川から牧場の裏の道路の中、あれがやはり道路がなくて、



なかなか中のほうは開発できない。道路に面したところだけ、あれなどもやっぱり村の知恵、行政がビジョンを持っていれば、素晴らしいことができるでしょう。目の前がインターチェンジ、あんな最高な場所ないんじゃないですか。そういうところも何ら手つかずだと。

◎休憩の宣告

○議長（白岩征治君） 一般質問の途中であります、ここで午前11時25分まで休憩いたします。

（午前11時02分）

◎再開の宣告

○議長（白岩征治君） 再開いたします。

（午前11時25分）

○議長（白岩征治君） 休憩前に引き続き一般質問を続行いたします。12番後藤功君の一般質問に対する答弁を求めます。

農政課長。

○農政課長（田部井吉行君） 12番後藤議員のご質問にお答えさせていただきます。

まず、上新田地区の圃場面積でございますけれども、上新田地区につきましては、昭和45年の高速道路関連の土地改良事業で圃場整備をされております。受益面積が33.2ヘクタールになっております。米地区については、昭和49年の同じく高速道路関連土地改良事業ということで、74.2ヘクタールの受益面積というふうになっております。

こういった圃場整備をされています地区の農振除外につきましては、農振法の第10条のほうに、農用地区域として設定すべき農地ということが規定されておまして、その中に、集団的に存在する農用地で20ヘクタールを超えて集団的に存在する農用地については、農振農用地に含めなさいというような規定になっております。

ただし、先ほど村長の答弁のほうにもありましたとおり、そういう農地が農振から外れている案件というのもございます。具体的には、個別に、全体的な村の総合見直しの中でやるというよりも、個別案件に応じて除外を判断すべきというふうに考えております。

あと、直売所の出荷物については、議員おただしのとおり、現在も去年から直売所をやっているんですけども、やはり春先、4月、5月、あと今の時期ですね、11月ぐらいから極端に野菜の出荷が減っております。今、去年からのデータどりをしております。どのような野菜が不足するか、どのような野菜が売れるかということで、数値化しております。

その対策として、来年5月には直売所のほうをオープンさせたいというふうに思っておりますので、今年の12月の補正予算のほうにも一部計上させていただいたんですけども、平成29年度から野菜の生産対策振興事業ということで、野菜を今後拡大をしたい方に、ハウスをつくったり、農業機械を導入する場合に、村のほうで一部助成ということで平成29年度から始めているんですけども、その中に新たに野菜

の生産資材の購入についても助成をしようということで今考えております。

予算のほうのご承認をいただいた後に、1月ぐらいから具体的に農家のほうにおろしてまいりたいというふうに思っております。具体的には、近隣の直売所で売られている野菜で、村のほうであまり生産がされていないような野菜、あと季節的に、例えば大根とかキャベツとかニンジンというのは秋冬の生産、例えば秋キャベツ、冬大根なんていうのはかなり生産されているんですけども、春先に不足します。そういった野菜の生産を拡大をしていただける農家に、生産資材の一部助成ということで考えております。

現在、約20品目ぐらい野菜のピックアップをしておりますので、そちらを中心に資材の導入助成、さらには農家さんのスキルアップができるように、2月ぐらいに専門家をお呼びして、生産の講習会を企画しております。そのような形で、直売所のほうの生産物を確保してまいりたいというふうに思っております。

野菜の生産につきましては、WCSと同じで、田んぼを転換して転換畑という形で野菜を生産した場合にも、国から転作の助成金は交付されます。そういったものも活用しながら、より多くの出荷者が増え、支えられるように、農政課として努力してまいりたいというふうに思っております。

○議長（白岩征治君） 12番後藤功君。

○12番（後藤 功君） おおむね概要はわかりましたが、強いて言えば、ハウスの補助が出ると、具体的に、もちろん全額ではないんだろうけれども、私は、ほかの農業、例えばWCS関連あるいは豆、それからデントコーンとか、それからトラクター、ああいう大型機械あるでしょう、現状どうなっているのか、どれだけの補助率か、これは非常に金額が多いよね。そして、今現在、西郷村の農家で何台、村の補助でトラクター、あるいはそういうデントコーンのハーベスターか、ああいうもの、それから梱包、そういう機械の、何件ぐらいに入っているのか。

それと、今、ハウスに補助があると。ハウスなんていうのは、そんな大規模じゃなかったら、トラクターを買うよりははるかに安いと、思い切って全額ぐらい、本当に直売所に出す、資することだったら、そのぐらいの思い切った助成してもいいんじゃないかと、それに近いようなね。そういうことを考えてないのか、その点伺います。

○議長（白岩征治君） 農政課長。

○農政課長（田部井吉行君） 12番後藤議員のご質問にお答えいたします。

まず、機械の補助率でございますけれども、国のほうの補助対象事業によって違いがありますので、主に今まで西郷村のほうで採択を受けた事業でいきますと、まず経営体育成支援事業というのがあります。こちらのほうは要件としては、認定農業者の方で規模を拡大する等の要件を満たした人ということで、こちらは10分の3の助成率になっております。

あと、東日本大震災の農業対策交付金事業というのがございます。こちらの中に自給飼料調整対策事業というのがありまして、こちらは畜産に限定されます。畜産の復興のためということでリース事業があるんですけども、こちらのほうは県のほうの

かさ上げも入れて、最大で82.5%までの助成率というふうになっております。主にはこの2つを、西郷村のほうでは採択を受けてやっております。

そういった機械の助成を受けまして導入したトラクターが何台あるかというのは、ちょっと今、資料を調べないとわからないもんですから……（不規則発言あり）トラクターの場合でございますと、まず今ご説明させていただきました東日本大震災の農業対策交付金のほうでは該当になりませんので、経営体育成支援事業のみ対象というふうになりますので、3割の助成ということになります。

あと、ハーベスターにつきましては、トウモロコシ用のハーベスターが今現在、5台導入しております。あと、ハウスの助成につきましては、西郷村で独自に平成29年、今年度から始めた助成では、3分の1かな、対象が上限30万円というふうに設定していると思います。

そのほかに、大規模のハウスの助成というふうになると、県の単独事業がございます。ただ、個人ではだめとか、営農組合じゃないとだめとか、いろいろ要件があるので、ちょっと使いづらい補助金になっておりますので、それで今年度から村独自の助成を始めたという経緯もございます。

以上でございます。

○議長（白岩征治君） 12番後藤功君。

○12番（後藤 功君） 説明を受けると、補助率はそんなに、私、半分ぐらいね、50%ぐらいいっているのかなと思ったら3割だと。それにしても、ああいう大型機械をね、1台1,000万円相当するようなのをぼんぼん買っているのを見ると、相当補助というか、いろんな製品、そういうWCSの場合は1反歩88万2,000円と、大規模にやればやるほど収益が上がると、これは当然ですが。そういうふうになった場合は、3割の機械の補助でも十分やっていけるんだなということにもなるということだね。

これ、あくまでも参考に聞いたわけですが、私は、WCS事業がとんでもないとか、そういうことには立たないですけれども、これも1つの農業のいろんな意味であり方だと思います。しかし、それだけで農業はいい、先ほど言ったように、いいのかと。基本は、やはりいろんな人間が、とみに最近健康志向で、野菜を多く摂取すればするほど、いわば健康になれるというようなのがもう定着していますね。そういった意味から、やっぱりせつかくいい土地でありながら、飼料用米で終わっていいのかと。もう少し、今度は直売所ができるから、現金化するのに、そういうことができたのでモチベーションが上がるんじゃないかと思います。もっと野菜、そういうことに力を入れてほしいということです。その点、そういう手だてはやっているんだということです。

それで、直売所のことなんですけど、今の段階で結構威容が見えてきましたね。あれだけのキャパで、結構すばらしいものができるんじゃないかなと。泉崎の直売所なんかもほぼでき上がったのを見ますと、規模が全然違うんだと。それで、建物は立派だけれども、心配されるのは、それだけの売るやつがあるのかどうか。これはひとえに

——我々もそうですけれども——今後の取り組み方次第だと。そのために、先ほどハウスにも補助金を出すと。いろんな、少し営農指導もやっぱりやっていただきたいと。ただ、農業参入、全然やらない人もこれから出てくると思うんです。やっぱり営農指導、こういったもの、先ほどいろんな品目を挙げましたが、どういうふうによったら効率がいいとか、なるだけ農薬を使わないほうとかいろんなあると思います。そういったことも、やはりきめ細かく対処してもらえばいいんじゃないかと。

そして、これは、課長どういうふう、直売所の周辺、あるいは私はもっとね。最初は直売であっても、だんだんいろんな複合的な道の駅ね、そういう機能を持たせた施設にやっていったらいいんじゃないかと、その辺の構想を、課長ないし村長に伺います。どう考えるか。

○議長（白岩征治君） 村長、佐藤正博君。

○村長（佐藤正博君） 今後の村の変遷を見ましたときに、さっきの道路のグリッドの問題から国道289号線の会津への道、同時に防災拠点としての役場の機能の高度化、それからワンストップ、いろんなことをやっていきますと、やっぱりバスの拠点になったりということをしてしますと、新幹線とこの役場との国道289号線の道路プラス肋骨道路、プラスこの沿線の都市計画ですね、そういったものの誘導が十分これから必要になってきます。

そうしますと、役場というふうになりますと、もう既にドラッグストアがあったり、あるいはいろんな、もちろん工場もありますが、そういったことをうまく配置して、冒頭、一番の肝心かなめの仕事づくりだと、ジョブがあってハウスがあればホームができるといったことの流れを、やっぱりうまくやっていく必要があるわけでありまして。

そうしますと、今言われた、道の駅というお話しがありました。それを最初から取り組んだらいいのかという議論もありましたが、やはり今どの程度の集積と寄与率が発揮できるのかと。それによっては、加工場、レストラン、それから当然その次の施設も視野に入れるべきだという声は聞いております。いろいろ好意的なお話もありますので、ぜひ全体の中における役場機能と、それから広域的な機能の新幹線あるいはインターチェンジ、その中間にあるおただしの農地の問題ですね。そういったことも含めた新たな計画というか、もちろん県も好意的であります。補助事業を用意してくれますので、そういったことを加味しながら進めてまいりたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

○議長（白岩征治君） 12番後藤功君。

○12番（後藤 功君） 最後に、ちょっと付け加えますが、道の駅ということで私は今申し上げたんですが、最近、道の駅というのが、単なるそういうお客さんがトイレで用を足すとか、最初はそういう休憩施設だったと。そして、物販売って、いろいろそういう段階から今はうんと進化してきていると。今、現状は、道の駅が例えば1つの村で拠点になっているんです。観光であり、いろんな産業の拠点になりつつあると。そういった意味で、力を入れているんですね。だから、山間部のそういう産業に恵まれない地域であっても、道の駅の起爆剤で相当な経済効果を発揮しているという現状

が多々あります。

そういった意味で、西郷村もいろんな、道の駅をまた新たな拠点、交流拠点、いろんな意味で活用したらどうだと、そういうことを申し上げて、質問を終わります。

○議長（白岩征治君） 12番後藤功君の一般質問は終わりました。

続いて、通告第6、4番鈴木勝久君の一般質問を許します。4番鈴木勝久君。

◇4番 鈴木勝久君

1. 村長選に向けて及び入札のあり方について

○4番（鈴木勝久君） 4番鈴木勝久であります。通告に従いまして、一般質問をさせていただきます。

議長にお願いでございます。通告順と言いましたけれども、3番の入札のあり方についての5番の次に11番、総合評価方式の長所と短所を入れさせて、順番がちょっと入れかわって質問させていただきます。

○議長（白岩征治君） はい、了解いたしました。

○4番（鈴木勝久君） また、私、今回1番、2番、3番が14個、合計しますと16の質問をさせていただきます。1つに10分使いますといいますと、2時間40分かかってしまいます。ですから、これを5分にさせていただきたいと思っておりますので、答弁者をお願いしたいんですけれども、2分以内で答弁してくださるようお願いいたします。

○議長（白岩征治君） 簡潔明瞭をお願いいたします。

○4番（鈴木勝久君） はい。それでは、開始いたします。

実際最初に書いた題材ですと、村長選に向けてということが始まったんですけれども、質問を考えていくうちに、入札のあり方についてですね。最近、社会福祉協議会の委員に私になっておりまして、その辺がちょっといろいろなものを調べてまいりました結果、入札のあり方をもっと深掘りして調べてというか、質問していかなきゃならないと思ひましてこのようになりました。

本来であれば、本当は4年間の村長の総括をしていこうと思っていたのでございすけれども、ちょっと変更しまして、このような答弁書になりました。私、質問者だから質問書です。改めます。そこを訂正してください。

まず、早速入っていきます。投票率についてでございますけれども、皆様もご存じのように、前回の村長選でございますが、このとき56.53%でございます。直近に至りましては10月20日、衆議院議員小選挙区選挙におきましては48.57%と、非常に投票率がこの西郷は低迷しております。福島県内の市町村別に見る投票率の順位に至りましては、浪江、大熊、双葉、富岡の原発の被災地の次に西郷、いわきとか郡山市の下ですね、西郷村が非常に投票率が悪い。これで本当に民主主義が担保されるのかと、非常に危惧している状態です。

このような状況をどのように西郷村選挙管理委員会では認識されているのか、また、これを打破するために、投票率を上げていくためにはどのようなことを今までやってきたか、また、やっていこうと思っているのか、ご所見をお伺いいたします。

○議長（白岩征治君） 選挙管理委員会事務局長。

○参事兼総務課長兼選挙管理委員会事務局長（山崎 昇君） 4番鈴木勝久議員の一般質問にお答えいたします。

投票率の低い状況をどのように考えているのかということですが、選挙管理委員会としても非常に憂慮すべき事項とは思っております。当然、今までも広報なり防災無線、それからいろんな街頭でのチラシ配布などを行ひまして、上げようと思ってきた

わけですが、それがなかなか効果が出ていないのも事実でございます。

それで、投票率下位のほうを今、議員のほうから紹介がありました、上位のほうといいますと、今回うちが所属することになりました4区、そちらが上位8位まで占めております。それは、一般的には高齢者比率の高い地域でもあるんですが、会津のほうの気質というのものもあるかと思いますが、それはやはり若年層を上げていかないとなかなか投票率が上がらないという点もあるかと思いますが、議員おただしのどうやって投票率をこれから上げていくかということに関しましては、今現在、期日前投票が今回の投票でも全体の投票の45%ほど占めておりますので、期日前投票をもう1か所増やせば、若干の効果は上がるのかなとも思っております。

ただ、予算、それからスペースの問題、そういった問題がございますので、さらに重複投票を避けるためには、やはりオンラインでつながらなければならないので——すみません、ちょっと時計を見ていて申しわけないんですけども。それを整備するためには、やはり今あるオンラインの回線が必要になってまいります。そうすると、大規模店舗ということも考えられますが、選挙となりますと、最大で衆参ダブル選挙、5つの投票が必要になってきますので、それなりのスペースとかも考えなければならないので、その辺はこれからちょっと検討してみたいと思いますので、よろしく願いいたします。

○議長（白岩征治君） 4番鈴木勝久君。

○4番（鈴木勝久君） 村長選が来年の2月25日でございます。今検討するだけでは、もう期日が本当に3か月切っておりますので、この首長選挙、西郷の将来、行く末をどうするんだという大事な選挙でございます。ですから、せめて70%台ぐらいまで持っていくような方策を、今からやらないと間に合わないのではないかと思います。

首長選挙でありますから、全体の半分以上の支持がなくちゃ——有権者数のですね——まずいんじゃないかなと私は思っております。ぜひとも70%台に向けて、これから村長選、投票率を上げるように努力してください。

次に進みます。

2番、公民館使用についてでございますが、私、前回4年前に村長選に立候補しました。新人でございましたので、組織もちゃんとそろわっていない、また、支持者にも、どのような人間で、どのようなことをやろうかという政策を皆様にするのにも、非常に困難を来しました。実際、一般家庭を回って歩きましたが、冬の寒い時期でありましたし、なかなか戸をあけてくれなかったり、また、あけても苦情が来まったり、大変新人議員に対しては、非常に不利なというか、なかなか難しいところがありまして、せめてですね、冬の間、6時ぐらいになると真っ暗になりますので、外で演説を、車を止めてお話をしても、みんなあの時期ですね、1月、2月は——3月でしたか、選挙は3月でしたから、その時期は戸を閉めて、なかなか声を聞いていただけなかった。

そういうのもございまして、公民館ですね。選挙中は、公には文化センターしか使

えないというのが、それをわからなかったんですけれども、文化センターしか使えないんですよ。ですから、個人演説会を催すのには、各公民館も使用できたら、そういうところでいろいろ政策を訴えていけるんじゃないかなと思ってこれを提言しましたけれども、これも早急に、2月25日の村長選までに、どうか一般の各自治区というか、何ですか、地域にある公民館も使用できるようにしていただきたいんですけれども、いかがでしょうか。

○議長（白岩征治君） 選挙管理委員会事務局長。

○参事兼総務課長兼選挙管理委員会事務局長（山崎 昇君） お答えいたします。

公営施設使用の個人演説会については、公選法で、学校、公民館、地方公共団体の管理に属する公会堂のほか、市町村の選挙管理委員会の指定する施設を使用して開催することができるかとされております。

議員おただしのおり、西郷の選挙管理委員会では文化センター、あそこを指定しているわけですが、この指定というものに関しましては、法律上制限がございませんので、その演説会をできる施設に指定することは可能でございます。

ただ、現在、各公民館、コミュニティセンターは、指定管理者ということで地元の区長さんに管理をお願いしている形になっておりますので、その際、例えば極端な話として、候補者が地元ではないから借りにくいとか、そういったことのないような措置をしないと、ちょっとそれもなかなか利用しにくい状況になると思いますので、その辺ちょっと時間をいただきまして、次の選挙ということですので、検討したいと思いますので、よろしくお願ひしたいと思います。

○議長（白岩征治君） 4番鈴木勝久君。

○4番（鈴木勝久君） ぜひとも、公平性とか、新人議員もなるべく有権者に政策が届くような状況であるのにはそれが有効じゃないかなと思っておりますので、ぜひともよろしくお願ひいたします。

続きまして、3番に入らせていただきます。

これがですね、これも選挙に絡んでいたんですよ、もともと。建設業界を回っていると、村長選って非常に大事だということです。というのは、受かるほうの村長を押さないと俺は干されるんだと、こういう話。干されるということは仕事がなくなっちゃうので、倒産の憂き目に遭うと。ですから、村長選は慎重に受かるほうを応援するんだというのが、建設業界の話でございました。

入札制度にもかかわってくるんですけれども、ほとんど西郷の場合、指名競争入札なんですね。ということは、そこに恣意的に入札に入る業者を指名するという——これから触れていきますけれども——欠陥がございます。

そういう問題で、村長選は建設業界に対して、非常に死活問題の立場で、あっちこっちアンテナを張りめぐらさりながら、選挙運動を社長みずから先頭に立って動くという姿も見ておりますので、その辺のあり方はどうなのかなと思って最初見たんですけれども、先ほど言いましたように、最近の入札が、これは建設業界の話じゃないんですけれども、米小学校が何か……（不規則発言あり）、プロポーザル方式とかです



ね。今回の保育所は総合評価方式とか、何ら今まで西郷村でやっていない方式をとるような話なので、その辺の長所・短所、その辺を分析していきたいと思います。それと含めて、全体の入札のあり方について、これから問いただしていきたいと思います。まず、1番目に入ります。

これは、会計法上、地方自治法上と申しますが、この契約に際しましては、一般競争入札が契約の大原則になっております。それがどこに書かれているかということの質問でございます。

まず、国の会計法29条3項と地方自治法234条1項について説明を求めます。

◎発言の訂正

○議長（白岩征治君） ちょっと待ってください。発言の訂正をお願いいたします。

米小ではなく、米児童クラブが正しいので、訂正させていただきます。

◎休憩の宣告

○議長（白岩征治君） それでは、これより午後1時まで休憩いたします。

（午後0時00分）

◎再開の宣告

○議長（白岩征治君） 再開いたします。

（午後1時00分）

○議長（白岩征治君） 休憩前に引き続き一般質問を続行いたします。4番鈴木勝久君の一般質問に対する答弁を求めます。企画財政課長。

○企画財政課長（田中茂勝君） 4番鈴木議員の一般質問にお答えいたします。

入札について、会計法上、地方自治法上どのように定められているのかということですが、国の会計法第29条の3では、「契約担当官及び支出負担行為担当官は、売買、賃貸、請負その他の契約を締結する場合には、第3項及び第4項に規定する場合を除き、公告して申込みをさせることにより競争に付さなければならない。」とし、指名競争入札または随意契約が認められる場合を除いては、一般競争入札に付すことを原則としております。

また、地方自治法234条1項では、「売買、貸借、請負その他の契約は、一般競争入札、指名競争入札、随意契約又はせり売りの方法により締結するものとする。」と定め、同条第2項では、「前項の指名競争入札、随意契約又はせり売りは、政令で定める場合に該当するときに限り、これによることができる。」と規定し、一般競争入札を原則とすると定められております。

以上です。

○議長（白岩征治君） 4番鈴木勝久君。

○4番（鈴木勝久君） 今、説明いただいた、答弁いただいたとおり、国の会計法上も地方自治法上も、一般競争入札を基本としております。このことを頭に置いておいてください。これ一番大切な部分ですので、これがずっと続きますからお願いします。

それでは次に、入札の果たす役割と、その次にいきます。納税者が求める4条件とはどういうものですか、お答えください。

○議長（白岩征治君） 企画財政課長。

○企画財政課長（田中茂勝君） お答えいたします。

まず、入札の果たす機能についてでございますが、入札とは、競争を通じて契約の相手方、契約の価格を同時に決める仕組みであるというふうに認識しております。

次に、納税者が求める4条件についてということでございますが、一般的に入札において遵守すべき条件といたしましては、1つ目に、納税者に税金の使い方がわかるようにする必要があるということで、透明性の確保。2つ目に、税金を効率的に使う必要があるということで、競争性・効率性の確保。3つ目に、税金を恣意的に使ってはならないということで、客観性の確保。4つ目に、税金を政治家や役人のために使ってはならないということで、公正・公平性の確保ということが挙げられ、このことが納税者の求める4条件ではないかというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（白岩征治君） 4番鈴木勝久君。

○4番（鈴木勝久君） ここが一番大切なことで、納税者・一般の市民が求めるのは、透明性の確保、競争性・効率性の確保、客観性の確保、公平・公正の確保でございます。この4条件が非常に大事でございます。この4条件をクリアするには、今までいろいろな方法がとられておりましたが、一般競争入札がいいということでございます。

それは、契約の相手方を決める手続から、発注者の恣意性が意図的という部分です。恣意性が一切排除される、また、自由な競争を通じて契約の価格を決められることから、納税者の求める4条件の全てが満たされると。したがって、納税者の利益を考えた場合、一般競争が最もふさわしい入札制度であり、現在のところ、これにかわる仕組みは見当たっていないということでございます。

これが原則でございますが、なぜかですね——その前に、大事なやつあります。最近ですけれども、東日本大震災を契機として、談合を排除して予算を節約するという発想が忘れられてきたと。これは、ある本に書いてあったやつですが、予算を完全に消化することやお金を業者に満遍なく行き渡せることのほうが先決、優先された。それによって、官製談合が当たり前のように遂行されてきているのが現状であると分析している専門家がおります。

そのような中で、我が西郷村もほとんどの場合、今、この次に説明していただきます指名競争入札というのを採用しております。これは、私が入ってきたときですから6年前から、その前は知らなかったんですけれども、ほとんど西郷村では指名競争入札を採用しております。

この指名競争入札がなぜ西郷村で多く採用されたのか私にはわかりませんが、まず指名競争入札のですね、次にいきますけれども、（4）番の指名競争入札の長所と短所についてお聞きいたします。

○議長（白岩征治君） 企画財政課長。

○企画財政課長（田中茂勝君） お答えいたします。

指名競争入札の長所・短所についてということでございますが、指名競争入札の長

所といたしましては、不良・不適格業者を排除し、信用の置ける業者に仕事を頼めること。それから、一般競争入札と比べ、入札準備等の事務負担軽減、また、発注から契約までの期間が短期間でできることなどが挙げられます。

短所といたしましては、指名された業者以外が入札参加できないこと、それから業者が限定されるため談合を誘発する危険性があること、また、発注者側の恣意的、つまり裁量が発揮されやすい、そういったことなどが挙げられます。

以上でございます。

○議長（白岩征治君） 4番鈴木勝久君。

○4番（鈴木勝久君） 長所のほうは、不良・不適格な業者を排除するというのは認めるところでございますが、問題は短所の部分なんでございます。こういうのを短所の弊害というのがございまして、談合を誘発する可能性がある。談合を見きわめるため、大体、福島方式というのがあって、福島は94%ルールがございまして、94%ルールというのが福島にはあるらしいんですけども、94%を超えると談合の可能性があるとということで、95%以下で入札、落札をしようという動きが建設業界にはどうもあるらしくて、西郷の入札、落札率を見ましても、特に100条委員会でも出されました除染に関しましては、98%、99%がざらでございました。これを私が調べた資料によりますと、98%、99%はほとんどの場合——この人は100%というぐらいと言っていますけれども——談合していると、こう断言しております。

西郷の入札の仕方を聞いてきましたけれども、県の仕様書に合わせてやっているんで、自然と予定価格と入札の落札価格が近づいてくるんだというようなことをしましたけれども、一般競争入札でこれをしますと、最低価格の67%から75%台ぐらいに落ちつくというのが一般的な常識でございました。

この98%、99%にしますと、西郷は除染のときに500億円近くお金を使ったわけですね。その20%をもし切った場合、100億円近くの金が浮くわけでございます。それがどういうふうにしたか、このやり方の説明、除染課に聞いて説明を受けたのには納得はある程度したところでございますけれども、これを一般競争入札でやりましたら、20%にしても100億円の金が浮いているんじゃないか、私は単純にそう考えておりました。

指名競争入札は、談合の危険性を有するとか、あと恣意性、これは発注者側の意図が鮮明にあらわれる。これは、選挙前の話と言いましたけれども、私、30代、20代のころ、建設業者の社長に聞いたときあります。「談合当たり前だ、俺が談合しなかったら、こんな小さい会社は潰れちゃうんだ」、そういう言い方をなさっていたのが、もう30年、40年前に家に来て、うちの父としゃべっていた、当時の建設会社の社長さんでした。そういうのを私はそれほど気にしてなく、うちらも商売していますから、地域の人がお互いに利益を得て生活するのは当たり前という、こっち側のサイドですね、売り手側のサイドからすればそう考えておりましたけれども、ここにもって、談合は法律に違反するということがわかってきてからは、もう本当にこれを是正しなきゃならないと。

後に述べますけれども、改革の仕方がございますけれども、そんなことで話を進めてまいります。

それで、会計法上、地方自治法上では一般競争入札が原則とされ、指名競争入札は例外扱いにあったが、実態はその逆で、長い間、指名競争入札が原則として一般化され、一般競争入札は例外扱いされてきた。これは、指名競争入札を行うメリットがもっぱら発注者側にあったことにもよる。しかし、発注者側にもたらされるメリットは、実は納税者にとってメリットにならないばかりか、デメリットになるということを忘れてはならないと。その理由を以下のとおり、ちょっと長いんですけども、話したいと思います。

受注業者は、発注業者から指名を受けない限り競争に参加できず、発注機関から指名を受けられなくなった業者が倒産に追い込まれた例もある——私が言ったところですね。ところが、発注業者の指名という行為は行政裁量であるから、範囲逸脱や濫用がない限り、訴訟の対象にはならない。広範な裁量権を有する発注機関が、それを背景にして常に受注業者に対して取引上優越した地位を保ち、一方で、受注業者は、常に発注業者に対して取引上劣位に置かれることになる。このような状況を評して、公共事業を請け負う請負業者はみずから「請け負け産業」と自嘲的に言うようになったのである。

そこで、受注者が発注者の裁量を期待して、発注者の契約担当者等に供応接待や贈答をする。2番目に、契約担当者の先輩を役員に迎え入れる。3番目に、政治家を通して契約担当者に影響を及ぼすなどの努力をするようになる。これが、国で言っている天下り、口きき、癒着でございますが、それが小さくなったのがこういう地方自治にもあり得るということでございます。この辺を気をつけていただきたい。

そういうことで、指名競争入札というのは基本的に西郷で採用しておりますけれども、これからもこの指名競争入札をほとんど採用されるのかというのを村長に聞いてみたいんですけども、指名競争入札、大分デメリットのほうが多いと思われるんですけども、村長、どうでしょうか、このまま今の入札制度を維持していくのかどうか。

○議長（白岩征治君） 村長、佐藤正博君。

○村長（佐藤正博君） 長い話にならないようにということなんですが、長くなります。

入札制度の入り口論から、横ずれから入りましたですね。そもそも個人対個人、売買あるいは何かをつくる、頼むといった場合は話が簡単です。お互いに話をしてやればいいわけで。これが行政という法人になってきますと、一人の個人じゃない、団体が大きくなって、そして村政運営となってくると、これは契約はいっぱいあります。契約は民法に準拠しています。お互いにウインウインになるようにということになります。

これが、行政法でどう対応していくかとなりますと、司法上の民法にのっかってやる、これが基本であります。そこにおいて、いかなるやり方が、さっき言われた公平・公正で、そしていい品物を安くといったことにたえ得るのかということをお考え

ときに、ということにこのことの始まりがあります。

入札制度はお話のとおり、明治新政府がどこの国の制度をとろうかなと、ヨーロッパにということになって、外国の例を引っ張って、そして始まったのが一般競争入札です。外国はというか、基本的には一般です。やっぱり、広く機会を多くし、なるべく多くの人に参加してもらって、そして競おうではないか、これが基本で、これは将来も変わらないです。

ただ、これまで、明治から現在に至るまで、一般競争をベースとしながら、やっぱり指名競争、あるいは随意契約、あるいは競り売りとかいろいろありましたですね。そういうことの中において、やっぱり品質確保、ダンピング、あるいは談合、いろんなことがあって、ぶれていきます。

最初は一般競争で、明治新政府始まりました。その後は、大正、昭和、平成に至るまで、大体四、五回、物の本に書いてあります。やっぱり、一般でやったほうがいい、それから指名競争でやったほうがいいということで動いてきたわけですね。おのおのさっきのメリット・デメリットありましたように、やっぱり手間暇、あるいは時間、要するに横ずれの、最初にありますように、国家も何でも1年間でやっぱり会計年度があるわけでありまして。そこに物事をやろうと決める、設計をする、発注する、3月31日まで終わるのかということになってきますので、非常に365日だからどこができるんだと、その派生として継続費、債務負担、いろいろあるわけでありまして、事入札の手間暇等を考えて、今のやり方はぶれております。

問題はやっぱり、今ずうっと話しされましたように、いろんな不法行為が介在するといったことをどう排除していくかということ観点にして、今のまた入札制度、バリエーションいっぱい変わってきております。それは、選択は自由であります、基本的にはさっき言われた公平・公正とか、それから品質がいいものを早く正確にということができますようにという選択でありますので、それは一番いいわけですね。

では、村はどうかということですが、やっぱりずっと今までもそのとおりやってきました。ただ、現在に至るまでは、指名競争入札が主であったわけでありまして。なぜか、それは一般にしますと、一般は世界中から入ってきますので、どういう人が、どんな様がどういう経歴を持った人かわからないです。

そうしますと、契約した後に、では監督員が相当しっかりやらなければ、この図面どおりできるのかと、あるいは材料、ルートもそうだと、いろんな仕事山ほど出てきます。ということになってきますと、ではやっぱり、ある程度の品質管理、あるいは実績、あるいは顔が見えて悪いことしない、そういった人に頼んだほうがいいんじゃないかという考えができます。そうしましても、やっぱり無制限にすることはできませんので、財務規則なんかにおいては、基本的には複数、5社以上とか、競争するようにしてくださいということが、一番早くてわかりやすいということが今のことだったわけでありまして。

ただ、だんだんだんだん時代は変わってきてまして、国際的なアメリカの参入とか、品確だとか、いろいろ出てきましたですね。そこにおいて、窓口を広くしながら、な

おかつ手間暇をかけずに、あるいはちゃんとした施工できるという方法が、いろんなことを考えて出てきております。

西郷村もだんだん、県でやっている、国でやっているとかを使って、より目的が達成できるようなチョイスをしますので、現在は基本的には指名競争ということをやっていますが、だんだんバリエーションは出てくるだろうというふうに思っております。

○議長（白岩征治君） 4番鈴木勝久君。

○4番（鈴木勝久君） ちょっとそれ、入札改革の現状のところで作るつもりだったのが、私間違いました。

でも、変える気がないと言っていますけれども、会計法上のやつ予算決算及び会計令の94条の、29条の3第5項の規定による指名競争入札が認められる場合を以下のおりにするというやつ、具体例ありますけれども、そこに認められない部分がいっぱいあるんですね。

また、地方自治法施行令167条でも、地方自治法234条2項の規定により指名競争入札によることができる場合として、3点が挙げられております。この内容からしても、こんなに指名競争入札ができるとは思われないんですね。それをはしょらないと次に進まないのと言いますけれども、基本的に指名競争入札は、さっき言ったように恣意性と談合の誘発になるというのは、これは間違いないことでございます。速やかにこの入札制度を改革するべきだと思います。

入札改革の現状というのがありますけれども、その前に、随意契約の長所・短所と総合評価方式の長所・短所、これ続けて簡単にお問い合わせいたします。

○議長（白岩征治君） 企画財政課長。

○企画財政課長（田中茂勝君） お答えいたします。

まず、随意契約の長所・短所についてでございますが、随意契約の長所につきましては、原則として財務規則で定める範囲の少額契約、また、地方自治法施行令第167条の2に該当する契約について、発注手続を簡素化でき、地元小規模業者への事務負担を軽減できるなどが挙げられます。

短所につきましては、業者の選定について、発注者側の恣意性が発揮されやすいこと、また、1社随契など高止まりの契約となりやすいことなどが挙げられます。

次に、総合評価方式の長所・短所でございますが、まず総合評価方式とは、入札価格と技術提案に係る評価を点数で評価し、その合計点数が最も高かった者と契約をする方式でございます。評価によっては、必ずしも最低金額の者と契約するわけではなく、全体的な内容がすぐれている業者を落札業者として選定する方式でございます。

長所といたしましては、金額で落札者が決まるわけではないため、ダンピングの防止、工事品質の確保などが挙げられます。

短所といたしましては、入札参加者側では提出書類が多く、発注者側ではその確認、審査に多くの手間がかかり、業者の決定までに多くの時間を要することなどが挙げられるところでございます。

以上です。

○議長（白岩征治君） 4番鈴木勝久君。

○4番（鈴木勝久君） 随意契約ですけれども、随意契約には、今述べられませんでした。見積もり合わせというのと特命随意契約という2種類がございます。その中で今の説明は、特命随意契約、このことを表して随意契約と言っているんだと思いますけれども、これも発注手続が不透明で、納税者に発注者と受注者が癒着しているのではないかという疑念を与えるものである。つまり、透明性の確保がされていないという問題があります。また、競争にさらされないので、契約価格が適正なものかどうか不確かで、納税者に割高になっているのではないかという疑念を持たれる可能性もございます。つまり、4条件の経済性・効率性が確保されていないという問題があります。

さらに、首長が自分の有力な支持者に優先的に自治体の建設工事等を発注するとか、契約担当者が将来の天下り先——これは国だと思えますけれども、将来の天下り先を約束してくれた業者に優先的に建設工事を発注するなどの便宜を図ることが可能になる。したがって、特命随意契約は、契約手続の客観性・公平性が担保されない。それゆえ、会計法、地方自治法では、特命随意契約は極めて限定的にしか認められない。

ところが、極めて限定的にしか特命契約を認められないとする会計法や地方自治法を実質的にすり抜ける便法として、官製談合という手法が編み出されたのではないかと、ここで書いている筆者がにらんでいるということです。

官製談合は、発注機関自体が物件ごとに受注予定者を決め、これを入札参加者——これも発注者が指名した者ですが——に伝え、入札参加者は発注機関の指示に従って行動するというものであり、形式的には入札に付するものの実態は特命随意契約にほかならないということでございます。

官製談合は、談合破りが出ない長期的・安定な談合ができるというメリット——メリットという言い方ではないですけれども、官製談合はこのような性格のものでございます。

受注者も違法行為をしているという後ろめたさを感じない。これ実際に最後のほうに出てきますけれども、官製談合は最近できたんですね。平成15年、札幌で起きた事件で、発注者側は被害者になっても加害者になり得ない、そういうのが、独占禁止法でそういう解釈がなされていたので、最近です。平成15年1月にできたわけでございますけれども、このように、随意契約をするときには非常にここにも癒着とか恣意性が大分反映されるので、取り扱いには注意しろよということを、私が読んだ本には書いてございました。

今、問題になっている社会福祉協議会のほうで、新たに次の総合評価方式をという、わけのわからない契約で今、契約が完結というか、締結しました。これは大企業が有利な方式で……、これはある程度こちら側、発注者側も仕様書をつくったりなんかするのに、相当高度な能力を発揮しないとつukれない方式で、後々訴訟問題とかに発展する可能性があるんですよ。

総合評価方式の短所、時間がかかるとか手間がかかるとい話なんですけれども、そのほかに、総合評価方式で発注者の恣意性が発揮されるようになり、指名競争入札

がおりていた当時のように、再び天下りや政官業の癒着などが社会的に問題と思われるような事態が生じるおそれがあるということです。というのは、これは非常に難しい問題で、一般のこういう地方でやると、地元業者には非常に不利な仕組みなんですよね。

何でこれあえてやったかという話なんですけれども、これはね、本当に疑義が発生する。さっき言ったように、技術提案型総合評価方式というのと、その前に言ったプロポーザル方式、これはいろいろな問題点があります。今、時間がないのでなかなか言えませんが、どうも今回の契約では、いろいろ評価委員とか、発注者側とか、受注した企業に対しても、問題点が多く含まれているように私は見受けられます。

月曜日に同僚議員がこれ一般質問すると思うんです。そのさわりだけです、今、特命随意契約とか総合評価方式の短所の部分だけ私は言わせてもらいます。

続きまして、入札改革の現状に移らせていただきます。

これは、政治家や公務員の不祥事が相次いだ平成6年、政府は行動計画を発表し、6年から一般競争入札を本格的に採用することになったんですけれども、西郷における入札改革のまず現状をお示してください。

○議長（白岩征治君） 企画財政課長。

○企画財政課長（田中茂勝君） お答えいたします。

西郷村における入札改革の現状についてということでございますが、入札改革の現状といたしましては、公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律、それから公共工事の品質確保の促進に関する法律の改正に伴い、村といたしまして、透明性の確保として入札情報の公表、公正な競争の促進として、平成29年度より制限付一般競争入札の導入、それからダンピング受注の防止として最低制限価格制度の活用など、柔軟に入札改革は行っておりますが、国の示す指針を網羅するまでに至っていないのが現状でございます。

以上でございます。

○議長（白岩征治君） 4番鈴木勝久君。

○4番（鈴木勝久君） 入札改革をした自治体、この自治体はしてない自治体と比べまして、まず納税者の求める4条件、これが一般競争入札を取り入れたところがほとんどなんですけれども、その4条件の公平性とか透明性とかがまず担保されるようになったと、また、政治家や役人と受注業者との癒着がほぼ完全になくなったとか、一般競争入札によって攪乱要因となって、談合がほぼなくなったとか、あと入札、落札率が下がって、市民1人当たりの差金、これも節約するようになったとか、ここに相当の自治体で入札改革を行った結果、いろいろな、そういう面ですばらしい成果が出てきたということでございますので、西郷村もこれから、そういう納税者・村民に対して、疑念が抱かれないように、入札改革で、先ほど言いました納税者の求める4条件をクリアするように邁進していただきたいと思っております。

今、西郷はやってないということなので——やっていることあるんですね。ちょっと最低制限価格の活用とか制限付一般競争入札、そういうのをやり始めたというこ



となんですけれども、なお一層の入札改革によって透明性とか、税金の無駄遣いをなくすように心がけていってほしいと思っております。

続きまして、国及び財務大臣通知の内容についてお示しくださいということでございます。

これは、入札改革の現状の問題とくみしますけれども、国はどのように、そして財務大臣通知とはどのような内容ですかということでございますので、よろしく願いいたします。

○議長（白岩征治君） 企画財政課長。

○企画財政課長（田中茂勝君） お答えいたします。

ご質問の国及び財務大臣通知とは、平成18年に財務省が各省庁の長宛てに通知した財務大臣通知「公共調達の適正化について」のことと思いますが、内容といたしましては、競争参加資格の設定、総合評価方式の拡充、予定価格の適正な設定、競争性のない随意契約によらざるを得ない場合を定め、それ以外については原則として一般競争入札による調達を行うとする内容となっております。

以上でございます。

○議長（白岩征治君） 4番鈴木勝久君。

○4番（鈴木勝久君） このように、国のほうも、競争性とか透明性を担保するということであらうとおるところでございます。これもですね、内容、皆様わからないのかなと思ってこれを出してみたんですけれども、このように国のほうでも、そういう談合及びそういうものがないようにという、あと競争力が高まるようにということで、国とか財務大臣通知としましても、一般競争入札をしてくださいということをやっています。

それで、随意契約ですね。随意契約は、ここにも書いてありますけれども、随意契約については慎重にということです。透明性・競争性を担保するためにということでございますので、よろしく願いいたします。

次に、地元業者保護、育成等とその両立その限界と書いてありますけれども、そうは申しましても、地元の企業もなくてはならないと、いろいろなことがある、地元業者もという部分がありますけれども、その点について、本当に一般競争入札が今、建設業の方も言ったら、「一般競争入札ばかりやっちゃったら、でかい企業にみんなとられちゃうんじゃないか」という心配がございますけれども、村側は、地元業者保護・育成のためにどのようなお考えを持っているか、また、双方ですね、その両立その限界についてもお聞かせいただきたいと思っております。

○議長（白岩征治君） 建設課長。

○参事兼建設課長（鈴木宏司君） 4番鈴木議員のご質問にお答えします。

地元建設業者の育成等につきましては、災害等の危機管理対応や除雪を含む地域インフラの維持管理のため、必要なことと考えております。

地元業者のできる工事は、地元業者で施工することにより雇用の拡充、地域の活性化につながり、また、工事の近隣住民にも、地元業者であれば安心感があることから、

制限付一般競争入札と指名競争入札を使い分けているのが現状でございます。

以上でございます。

○議長（白岩征治君） 4番鈴木勝久君。

○4番（鈴木勝久君） とは申しましても、昔、日本で護送船団方式という金融界でありました、一番下の企業、一番弱い企業というか、下の企業に入札価格だとか、サービスを一番下の企業に合わせて価格を調整するというやつで問題になりましたけれども、こういういろいろなことがございまして、お世話になるところも大変あると思えますけれども、やっぱりその中に自由で公正な競争原理とかが働かないと、そういう競争力がないと地元企業も育たないというところがありますので、そういうところにも競争原理を持たせないと、地元企業も保護だけでは育っていかないんじゃないかということでございますので、その辺のことも考慮しながら、地元企業の育成にも取り組んでいただきたい。

各県で地元企業の保護策として、ここにいろいろ事例がございます。そういうのには、理念とか、どうするんだというのがあるんですけども、どこの県でも保護策はとっておりますけれども、その中に必ず先ほどから申しています納税者の求める4条件が入っている、満たされていると。そして、いい仕事をする業者が報われる入札制度であるとか、公務員の意識改革による入札制度へとか、いろいろな部分の基本的なことを踏まえまして、地元保護に携わっている例が何件かございますので、そういうのを参考にしながら地元企業を育てながら、そういう納税者さんの求める4条件を満たしていくような入札制度に、これからやっていただきたいと思えます。

それでは、次にいきます。

予定価格の役割と算定根拠についてでございますけれども、まず予定価格は適正価格であると、こううたわれておりますけれども、まず予定価格とは何ぞやということでございます。それが果たす役割とはどういうことか、その辺のことを建設課長にお伺いいたします。

○議長（白岩征治君） 建設課長。

○参事兼建設課長（鈴木宏司君） お答えいたします。

予定価格は、国や地方公共団体が契約を締結する際に、契約担当官が競争入札等に付する事項の価格について、その契約金額を決定する基準として、あらかじめ作成しなければならない価格を申します。

積算根拠につきましては、業務担当者が積算基準や各種価格資料に基づきまして積算を行い、専決権者がその積算額に基づき予定価格を決定しております。

以上でございます。

○議長（白岩征治君） 4番鈴木勝久君。

○4番（鈴木勝久君） 私の認識は、予定価格というのは、一般の小売店に例えていただければ、標準小売り価格ということだと思うんです。例えば、アイスが1個200円だとします、これが標準価格。スーパーマーケットではそれを98円で売っている。Bのスーパーマーケットでは128円で売っている。私たちみたいな弱小企業では

180円ぐらいで売っている。その企業に応じてそういう価格を設定するわけがございます。これが一般の市場の状況でございますけれども、西郷の入札価格を見ますと、落札価格ですか、非常に限りなく予定価格に近い状態で落札されているわけがございます。

これは、別な自治体の落札結果を見ますと、談合が行われている場合、限りなく予定価格に近づくと。その中で、談合を無視して、私の企業は一切談合しませんよ、そういう企業が入札に入ると、最低価格67%、70%台で入札がされている。これで、この先生が調べているところによりますと、それで談合が発覚して、公正取引委員会のほうで調べられて、この地域では談合していたと。実際問題として、予定価格に近づけるほど談合が発生しているという状況でございます。

この予定価格、私たち、だから、商売やっていますと、お客さん、買い手側の需要を見計らって大体、企業とか何かでするわけでございますけれども、これが官と民との違いが1つあるんです。ここに書いてあるのは、民間の場合は、甘い買い方をしていると競争に負けてしまい、企業の存続もおぼつかなくなる。甘い買い方をされると、企業情勢は悪化して株価下落や配当金が減少し損失をこうむるおそれがあるから、株主はそれをさせないようにチェックするし、損失が発生した場合、株主は代表訴訟を行われる。それもありますけれども、自分たちの給料やボーナスも下がると、これは民間の場合でございます。

ですから、買い方としては安い、同じ商品でありますならば、買い取るときには1円でも安く買う、こういうのが一般でございますが、自治体はそうじゃないというのを特に、西郷がそうとは言いませんけれども、自治体の場合は、他の組織との競争は存在しないから、甘い買い方をしても倒産をすることはまずない。また、民間企業のように株主が存在していないから、それに監視されることもない。しかも、自治体などの職員は身分が保障されており、業績によって給料が左右されるわけでもないから、甘い買い方をしないよう気配りも必要ない。つまり、自治体などは甘い買い方を許さない仕組みが用意されておらず、甘い買い方をしたツケは、結局、納税者に回されると、このような認識である。これは、ここに書いてある投稿コラムでございますけれども。

これをさせないように、会計法規で外部的な措置として、さっき言った会計法とか地方自治法によって、納税者の納めた税金の使い方を厳格にしているということでもあるわけでございます。

ですから、このような認識を持って、当然、発注側である西郷でも、この入札価格、予定価格の役割はどうだ。ほかの自治体では、国は、予定価格を公表すると談合の温床になるからするなと言うんですけれども、予定価格を公表して、かえって一般競争入札に付して、落札率が、さっき言ったように最低価格に自然と寄ってくるらしいんです。だから、予定価格の公表と談合の整合性は立証されていないというのが出てきた見解なんですけれども。

ですから、西郷村も本当に一般競争入札でやっていけば、予定価格を公表しようが

しまいが、落札価格には影響がない。しかも、予定価格を公表したほうが、最低落札価格のほうに近づいてくると、そういう現象が起きているのが現状でございます。

それで、品物が悪いはずはない。それで、やった後には、事後に審査するという、いろいろな方法がその後あるわけでございますので、村長がさっき心配したような、安かろう悪かろうというのは成立するはずがないということでございます。

ですから、いろいろな予定価格の使い道があるのではないかと。だから、そういうやつで、少しでも納税者に理解できるような予定価格とその積算根拠をちゃんとしていただきたいと思いますと思っております。

続きまして、契約担当者の発注能力不足、これについて今の現状、それから弊害、改善すべき方向がございましたらお示してください。

○議長（白岩征治君） 建設課長。

○参事兼建設課長（鈴木宏司君） お答えいたします。

今現在、村が工事等を発注する際には、村独自の仕様書等はないので、福島県の積算基準や単価及び仕様書を準用しております。

職員の能力向上につきましては、技術的な研修や職務に必要な説明会等に参加して、通常業務に必要な知識を得ております。また、職場内でも工事等の問題や解釈等について意見交換をしまして、スキルアップしているのが現状でございます。

高度な工事等につきましては専門的な技術が必要なことから、外部委託をしており、その中で知識や経験を得ております。経験の浅い職員につきましては、発注の起工伺や設計書及び仕様書等のチェックや指導を行い、能力の向上に努めておりますので、ご理解をお願いいたします。

#### ◎休憩の宣告

○議長（白岩征治君） 一般質問の途中ではありますが、ここで午後2時20分まで休憩いたします。

（午後1時57分）

#### ◎再開の宣告

○議長（白岩征治君） 再開いたします。

（午後2時20分）

○議長（白岩征治君） 休憩前に引き続き一般質問を続行いたします。4番鈴木勝久君の一般質問を許します。4番鈴木勝久君。

○4番（鈴木勝久君） 今、契約担当者発注能力不足ということでございます。これは、構造上、長らく同じ課にいませんので、職員の方々も二、三年、四、五年のサイクルで担当部署をかわりますので、なかなかそういう専門的な部分で育つというのは難しいかもしれないという現実も確かにあると思います。ただ、それによって弊害、先ほど申しましたけれども、仕様書作成とか専門的な部分、こういう部材を使って、こういう仕様でこういうという、その発注の仕方がなかなかできないので、そういう部分は本当の専門家に委託して、そういう知識も受けながら日々努力して、やっていただきたいと思っております。

時間がないので、さっささっさとやっつけていまして、今、控室に行きましたら、皆さん何を言っているかわからないと、皆さんに言われましたので、非常に入札制度って難しいやつで、私が取り上げた一つ一つに本当は30分、1時間と時間をかけてやるべき問題でございます。というのは、私たちも執行部側も、税金の使い方、村民から上がってきた税金の使い方をいかに有効に使うか、そういう1点にかかっている部分でございますので、ただ、入札の仕方をきちんとして、村民の透明性とか公平性を担保するという事は、非常に税金を使う流れについては大切な部分でありましたので、全てを網羅しようと思張ってやったわけでございますが、そういうことを踏まえて、担当課長の答弁書、せっかくなつくっていただいたのに、それで、答弁書をつくるのに相当内容も吟味して、わかりやすく、先ほども臨時で2分間でしゃべれと言いましたけれども、本当に専門性の高い分野の答弁なので、答弁者側も大変苦慮されて今、答弁なさったと思います。

ですが、これは本当に大事な問題で、入札価格を1%、2%下げる努力とか、いいものを使う、いいものをつくる業者を優先的に使うというか、つくることによって村民の税金を有益に使う、そういう部分で大事なことでございますので、こういう答弁になった次第でございますけれども、これを踏まえまして（不規則発言あり）答弁じゃなくて、質疑になったわけでございますけれども……質問になったわけでございますけれども、せっかく一生懸命執行部側が答弁書をつくっていただいたので、12番、13番、14番を続けて答弁していただきたいなと思います。

それで、そこを含めて、私と村長がその後質問と答弁の繰り返しということで、あと残り3個は、まず官製談合防止法、続きまして入札監視委員会、職員の不祥事防止等について一括で答弁していただきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

○議長（白岩征治君） 企画財政課長。

○企画財政課長（田中茂勝君） お答えいたします。

まず、官製談合防止法について、それから入札監視委員会、最後に職員の不祥事の防止についてということで答弁させていただきます。

まず、官製談合防止法についてでございますが、入札談合等関与行為の排除及び防止並びに職員による入札等の公正を害すべき行為の処罰に関する法律、いわゆる入札談合等関与行為防止法とは、国・地方公共団体の職員が入札談合に関与する、いわゆる官製談合を防止するために、平成15年1月に施行された法律でございます。

この法律の第2条第5項に定める入札談合等行為に該当する行為とは、1つ目に、談合の明示的な指示、「事業者又は事業者団体に入札談合等を行わせること」。2つ目に、受注者に関する意向の表明、「契約の相手方となるべき者をあらかじめ指名することその他特定の者を契約と相手方となるべき者として希望する旨の意向をあらかじめ教示し、又は示唆すること」。3つ目として、発注に係る秘密情報の漏えい、「入札又は契約に関する情報のうち特定の事業者又は事業者団体が知ることによりこれらの者が入札談合等を行うことが容易となる情報であつて秘密として管理されているものを、特定の者に対して教示し、又は示唆すること」。4つ目に、特定の入札談

合の幫助、「特定の入札談合等に関し、事業者、事業者団体その他の者の明示若しくは黙示の依頼を受け、又はこれらの者に自ら働きかけ、かつ、当該入札談合等を容易にする目的で、職務に反し、入札に参加する者として特定の者を指名し、又はその他の方法により、入札談合等を幫助すること」というふうに定められております。

続きまして、入札監視委員会についてでございますが、入札監視委員会とは、入札契約適正化法に基づき定められた適正化指針において、入札、契約の過程、契約内容の情報の公表に加え、学識経験者等の第三者の意見を適切に反映することを目的とし、地方自治体に設置が義務づけられております。

都道府県、政令指定都市などでは設置が進んでおりますが、全国的にも小規模市町村ではまだ設置が進んでおらず、本村もまだ入札監視委員会の設置はできておりません。

小規模市町村につきましては、人的確保が難しいため、監査委員などの既存組織の活用や近隣市町村との共同設置も認められておりますので、今後、設置に向けて検討してまいりたいと考えております。

最後に、職員の不祥事の防止についてでございますが、職員の不祥事の防止策といたしましては、現在、制限一般競争入札の導入に合わせ、契約担当課と入札担当課をより明確に分け、1案件に複数の人間が関与することによって、入札談合防止のチェック機能の強化を図っております。

しかし、国の法律改正に伴う新たな入札制度の導入・改革には、多くの人的労力、また、専門知識も求められることから、市レベルでは設置が進んでいる入札契約を専門とする部署の新設の検討なども視野に入れながら、職員の不祥事防止に努めてまいりたいと考えておりますので、ご理解をお願い申し上げます。

以上でございます。

○議長（白岩征治君） 4番鈴木勝久君。

○4番（鈴木勝久君） すみません、時間がなかったので。

官製談合は、発注者、受注者、特に職員がそこに関与するというところでございまして、職員がそこに関与しないように注意するものでございます。職員が発注者に関与したという部分ですけれども、これは官製談合防止法8条は、刑法の96条の6第1項の公契約関係競売等妨害罪、これの量刑が3年以下の懲役、250万円以下の罰金となっておりますけれども、官製談合防止法ってその後、平成15年、今おっしゃったように、平成18年から改正法で、発注側の職員に科する罰則でありますけれども、これは刑法より重くなっております。5年以下の懲役または250万円以下の罰金、この関与することによって非常に見えづらくなりますので、職員も襟を正して、当該受注者になる企業と飲食をともにしたり、贈答品をもらうとか、そういうことにもうかかわらず、襟を正して、公正に契約を結びなさいということで、職員に対する戒めでもございます。

また、これ1つ言っておかなきゃならないんですけれども、職員ばかりじゃなくて、横浜市の市議会のケースでございますが、これは市議会議員がかかわったもので

ございます。これは、以前から親しい建設業者が予定価格を聞いてくれということで、職員から予定価格を聞き、その見返りとして金品を手渡されたというやつで、収賄の容疑で横浜市議が逮捕された件がございます。これも、職員はそういう襟を正しても、議員からの圧力がかかったりするケースもございます。

これを再発防止するのに、恣意性を徹底的に排除した入札制度にするために、議員等からの要望等を記録、公表する制度の創設、これを設けたことによって、議員からのそういうものは大変減ったということがございますから、こういう議員からの圧力ですね、それも気をつけていただきたいなど、私たちが襟を正さなきゃならないなどという部分でございます。

そのほかに、行政運営上の違法な行為に関する内部情報を受け止める仕組みの構築や、公平な人事評価制度の構築を実行するとともに、入札等監視委員会、不正防止内部通報制度の委員会及び要望記録公表の審査会、こういうものも第三者機関として設置すると、こういうものがなくなるのかなと思っております。

以上でございますが、ここで、監視委員会が今、西郷村にはないということで、こういうものを全て防止するために、監視委員会の制度も有効に活動というか、有効に使えるんじゃないかなと思っております。

以上で、時間3分になりました。このことを踏まえて、入札改革についていろいろ深く掘り下げてはできなかつたんですけども、担当部課長の方々にはこれを答弁していただくために、相当勉強なさって、官製談合から談合システム、こういうのを排除し、より透明性のある入札ができるような状態にしていくということ、また、改めて襟を正していただいたのかなと思いますけれども、2分近くになりましたので、村長、今までの流れを通じまして、入札改革についてご意見、あとこのような方向でやっていきたいということがありましたらご答弁願います。

それでは、終わりにします。

- 議長（白岩征治君） 村長、佐藤正博君。時間がないので簡潔にお願いいたします。
- 村長（佐藤正博君） お話し聞いていて、書いてあることがいろいろあって、やっぱりその示唆するものいっぱいいただきましたので、書いてあることをみんな履行しなければならぬわけでありまして。そういうことで、適正なというか、望ましい形になるように日々努力してまいります。
- 議長（白岩征治君） 4番鈴木勝久君。
- 4番（鈴木勝久君） 本当に税金を有意義に使うと、これが執行部側に課せられた使命だと思います。あと、地域の建設業者の方に対しても、育成のほうに力を入れて、よい仕事をする業者が報われるような制度改革、これも必要でないかなと思っております。

以上をもちまして私の一般質問を終わらせていただきます。

- 議長（白岩征治君） 4番鈴木勝久君の一般質問は終わりました。  
続いて、通告第7、11番上田秀人君の一般質問を許します。11番上田秀人君。

◇ 1 1 番 上田秀人君

1. 国民健康保険事業について
2. 高齢者外出支援事業について
3. 公共施設等の環境整備について

○ 1 1 番（上田秀人君） 1 1 番。本日最後の質問者となります。おおむね90分ほどおつき合いをいただきたいというふうに思います。

まずはじめに、質問の第1点目、国民健康保険についてということでございます。

国民健康保険の広域化についてで、進捗状況をお示しく下さいということでございますけれども、これまでも幾度かこの問題については取り上げてまいりました。2018年4月を目途に国民健康保険事業が広域化されるということで、この内容についてお示しをしていただきたいなというふうに思います。

前回定例会においても、同僚議員が2人からかな、質問などされておりますけれども、内容を思い返さば、まだ十分に協議が詰まっていない、県との協議は詰まっていないのかなというふうな理解しております。

そのような中で12月を迎えて、協議もほぼ終盤を迎えているのではないかとというふうに考えますので、進捗状況についてお示しをください。

○議長（白岩征治君） 福祉課長。

○福祉課長（真船 貞君） 1 1 番上田秀人議員の一般質問にお答えいたします。

質問第1、国民健康保険事業について。質問要旨、国民健康保険の広域化の進捗状況についてでございますが、これまで県では、来年4月からの国保の広域化のため、各市町村の納付金について、数回にわたる試算を行ってまいりました。この試算は、納付金本算定の算定方法や激変緩和のあり方について、この試算結果をもとに市町村と協議をし、合意形成を進める目的として行われてきたものであります。

これら試算の結果並びに市町村の意見等をもとに、ワーキンググループや連携会議で議論が行われ、県と市町村共通の指針となる福島県国民健康保険運営方針が11月13日に策定、公表されたところであります。

この運営方針の対象期間ということで、平成30年から平成35年までの6年間あります。平成33年度からの後半の3年間につきましては、その前年に当たる平成32年に見直しが行われるということになっております。

運営方針では、福島県全体としての基本的事項に加え、保険料の標準的な算定方法や医療費適正化の取り組み、市町村事務の広域的・効果的な運営の推進など、さまざまな方針が取りまとめられております。中でも市町村における保険税の標準的な算定方法に関する事項では、県が国保財政の責任主体となることで、新たに設けられた国保事業費納付金制度に伴う市町村ごとに示される納付金及び標準保険税率の基本的な考え方や算定の方法について定められているところであります。

さて、現在の進捗状況でございますが、8月の第3回試算結果の公表後、本方針の策定に係る調査対応や方部別の説明会、各種会議等への参加と並行しまして、平成30年度納付金の仮算定に必要な市町村ごとの固有データを取りまとめ、県並びに国



保連合会へ提出をしてきたところであります。

全ての市町村のデータチェックが個別に行われた後、県において、市町村ごとの納付金及び標準保険税率の仮算定が実施され、11月22日、県から市町村ごとの納付金の仮算定結果が示されたところであります。

現在、村では、厚生労働省通知の予算編成指針により、県から示された仮算定数値を参考にしながら、平成30年度の当初予算の編成を行っている状況であります。来年2月中旬に示されます本算定の結果と所得申告による所得情報をもとに、最終的には来年の5月ごろになります。平成30年度の西郷村国民健康保険税率を決定していくという流れとなっております。

以上でございます。

○議長（白岩征治君） 11番上田秀人君の再質問を許します。

○11番（上田秀人君） 11番。ただいま進捗状況についてご説明をいただきました。

一番国保加入者の方が気にされている部分というのは、やっぱり保険料かなというふうに思うんですけども、今回、通告にも入れておきましたけれども、国民健康保険料について改定があるのか伺いますということで伺いたいと思うんですけども、ただいまの答弁の中で、11月22日より、県よりの仮の算定の額が示されたということで今答弁ありましたよね。それを受けまして、来年の5月、2018年5月ぐらいまでは示せるかということでお話だったんですけども、今、健康保険が大きく変わる状況の中で、今申し上げましたように、加入者というのは今、保険料がどう変わるか、このことが非常に大きくなっていると思うんです。

今、仮の段階で結構ですので、この保険料についてどのぐらい改定があるのか、お示しいただけるのであればお示しください。示せないのであれば示せないで結構です。

○議長（白岩征治君） 福祉課長。

○福祉課長（真船 貞君） お答えを申し上げます。

平成30年度からの新制度では、県が標準的な保険税の算定方法や標準的な収納率を定め、それに基づき算定された市町村標準保険税率を示すことというふうになっておりまして、この算定方式というのが、福島県の場合は3方式を用いるということになっております。これは、あくまで標準保険税率の算定を3方式で行うというものでございますが、最終的に県内統一の保険税率を目指すということから、制度改革に合わせ、本村の賦課方式についても3方式に変更していきたいというふうに考えております。

なお、県内45市町村がこの3方式での賦課方式となるような見込みであります。この3方式を具体的に申し上げますと、3割が廃止となり、所得割、均等割、平等割の割合が変更となります。また、保険税については、県内全ての医療費推計をもとに、納付金及び標準保険税率が毎年変更されますので、市町村ごとの保険税についても毎年度増減するというようになります。

ただいま申し上げましたとおり、先ほど議員の質問の中身なんですけど、その前提となる所得情報とか、そういったものが毎年変わりますので、この時点で明確にどうな

るというふうなことはなかなか申し上げづらいんですが、この間の納付金の仮算定の状況で申し上げますと、前回の試算よりも下がっているという状況は見受けられます。以上でございます。

○議長（白岩征治君） 11番上田秀人君。

○11番（上田秀人君） 11番。今現在の試算では、前回よりも下がるということで今お示しをいただいたんですけども、どのくらい下がるかというのはまだ、所得が確定しないとわからないというのがありましたよね。ですから、なかなか5月にならないとはっきりした数字が出ないというのが今の実情かなというふうに思います。

あと、4方式だったものが3方式になるということで、資産割がなくなるということで、大きく影響が出てくる人もいるのかなというふうに思います。そこは十分早目にご報告というか、告知いただければ、加入者の方も安心につながるかなというふうに思います。これは申告の関係もありますので、なかなか難しいかと思えます。

次の質問に入りたいと思うんですけども、前回、同僚議員、1番議員が質問されて、その答弁の中でちょっと気になるワードが出てきた。まず、1番議員が質問の中で、「県は、国保料金を県内統一する方向で検討するということだそうです」と、新聞の記事に内容が示されたんですね。「運営主体が県になるならば、県内どこの市町村に住んでも、所得、世帯構成が同じならば同じ保険料にすべきという考えのもとでございますが、保険料を統一すれば、医療費の高い市町村の負担を低い市町村がカバーすることになり、不公平だという意見がございます。」という発言がありましたよね。

一本化された後の対応も含めお伺いしますということで、1番議員質問されました。そのときのそれに対しての課長の答弁が、「保険料率の一本化は、所得や年齢、世帯構成が同じ被保険者であれば、県内のどの市町村に住所を移しても、同じ統一保険料となり、公平であるとの考え方も同時にございますが、一方、議員ご指摘のとおり、市町村単位で見ますと、医療費の高い市町村の負担を低い市町村が負担するというようなことになるため、公平ではないという考えも同時にございます。そこで、国は、各市町村の医療費削減のため、保健事業の推進や医療費適正化のための取り組みに対し、保険者努力支援制度をスタートさせ、市町村間の医療費格差の解消のため施策を講じるとのことです。」というふうに答弁されているんですね。

この答弁の中に出てくる保険者努力支援制度、これ初めて聞くようなワードだったもんですから非常に気になったもんですから、これ私12月で聞こうと思ってちょっと書きとめておいたので、この保険者努力支援制度についてご説明いただいてよろしいでしょうか。

○議長（白岩征治君） 福祉課長。

○福祉課長（真船 貞君） お答えいたします。

保険者努力支援制度ということでございますが、この制度は、医療費の適正化に向けた取り組みなど保険者としての努力を行う自治体に対し、保険者努力支援制度というものが創設され、全国で800億円から1,000億円規模の予算措置が行われる

ということでございます。都道府県及び市町村への配分に当たっての指標として、特定健診・保健指導の実施に加え、糖尿病等の重症化予防や後発医薬品の利用促進などがございまして、これらの指標に加え、国保固有の指標として収納率向上に関する取り組み、医療費通知の実施、交通事故等の第三者求償の取り組みなどがあり、それぞれの実施状況による総得点に応じて、先ほどの財源が案分され交付されるというような制度でございます。

○議長（白岩征治君） 11番上田秀人君。

○11番（上田秀人君） 11番。ただいま答弁いただいたんですけれども、「保険者努力支援制度について」ということで、厚生労働省保険局国民健康保険課というところでまとめた冊子を今回ちょっと手に入れることができたんですけれども、今、課長が答弁された内容だというふうに、私もこれを見ていて思ったんです。

国は、いかにも保険者が努力すれば、700億円から800億円のお金を国保会計に投入して、保険料の引き上げにならないようにやりますよということを示しているのか、示したいんだろうなというふうに思うんです。

ただ、これをよく読み解いていくと、ちょっと気になるところが出てきたんです。保険者努力支援制度、実施時期は平成30年以降となっているんだけど、これ前倒し分もありますよね。この前倒し分というのは、平成28年、平成29年度から対応するように市町村は求められたんじゃないかなかったですか、そのことをまず確認します。いかがですか。

○議長（白岩征治君） 福祉課長。

○福祉課長（真船 貞君） お答えいたします。

議員ご指摘のように、平成28年度から前倒しで、一部先行的に取り組みが行われております。

○議長（白岩征治君） 11番上田秀人君。

○11番（上田秀人君） 11番。今、担当課長が、前倒しでやるように求められていたということだというふうに理解します。

収納率等の国保固有の問題に対応することとか、いろんな項目的、先ほど担当課長から答弁あったんですけれども、2015年（平成27年）6月30日に閣議決定した部分で、インセンティブ改革ということで、「全ての国民が自らががんを含む生活習慣病を中心とした疾病の予防、合併症予防を含む重症化予防、介護予防、後発医薬品の使用や適切な受療行動をとること等を目指し、特定健診やがん検診の受診率向上に取り組みつつ、個人や保険者の取組を促すインセンティブのある仕組みを構築することが重要」だと、このことを努力目標に掲げて、平成28年、平成29年度で実施しなさいよというふうに求められているわけですよね。これは村は実施してきたんですか。

例えば、収納率向上、これ全部ポイント制になっていますよね。ポイント制、わかりますよね、それね。収納率向上ですと、一番ポイントが高くて40点というふうに加算されるというふうになっていますよね。このポイントによって、その後の保険料

の部分に絡んでくるというふうに私理解しているんですけども、そのことについて、村はちゃんと努力されましたか。

収納率に関しては多分、税務課のほうでいろんなこと、戸別訪問やったり、あとは最悪の場合に広域圏にお願いするとかという努力しているのは見えます。

じゃあ、その次に、特定健診・特定保健指導の実施率、メタボリックシンドローム該当者及び予備群の減少率、特定健診受診率、特定保健指導受診率、メタボリックシンドローム該当者及び予備群の減少率ということで、これもやはりポイントが入っていますよね。これに関しては、ポイントで20点ということで点が割り振られている。これは、村はどのように努力されましたか。このことは、やはり一番大きいポイントになってくるかなと思うんですけども、いかがでしょうか。

○議長（白岩征治君） 福祉課長。

○福祉課長（真船 貞君） 特定健診等のちょっと今、詳しい数字は手持ちでないので、ちょっとお答え申し上げられないんですが、できるものから順次取り組んでいくということでやっているということであります。

○議長（白岩征治君） 11番上田秀人君。

○11番（上田秀人君） 11番。課長にとっては苦しいよね、この答弁はね。

さらに、追及していきます。糖尿病等の重症化予防の取り組みの実施状況、あとはですね、ちょっと私絡んでいるやつを言っていきます。加入者の適正受診・適正服薬を促す取り組みの実施状況、重複服薬者に対する取り組み、後発医薬品の使用促進に関する取り組み実施状況ということで、これそれぞれにポイントがうたわれています。あとは、歯周疾患、歯の部分ですよね。歯の疾患についても、これも10点ぐらいのポイントがついている。あとは、がん検診の受診率向上、あとは地域包括ケアの推進。

今ここで課長聞いていて、9月のときの私の質問を思い出しませんか。内容は、私、高齢者でこれやりました。ただ、この内容は、今回は国保加入者に対してのポイントだと。これ、村でやっているとおっしゃいますか。9月のとき、やってないと言っていました。やってなかったよね。そういうことが今回、平成30年の国保料の算定に絡んできているんじゃないんですか、違いますか。そのことをまず確認します。いかがでしょうか。

○議長（白岩征治君） 福祉課長。

○福祉課長（真船 貞君） お答えいたします。

議員ご指摘のとおり、今おっしゃった内容を全てやっているかということ、部分的にやっていないものも、あるいは後発医薬品の使用促進等で一部やっているもの、いろいろございますが、全体的にこの十分な取り組みがなされているかということ、十分な取り組みはなされているというふうなことはお答えできないかもしれません。

○議長（白岩征治君） 11番上田秀人君。

○11番（上田秀人君） 別に課長を責めているわけじゃないんですよ。これは、この西郷村の課の設置状況がおかしいと思うんです。大体、福祉課に保健師がいない、健康推進課に保健師がいる。例えば、住民健診であれば、健康推進課の保健師でいいと

思います。特定健診の指導、保健指導になったときに、では今の課の設置状況ですと、福祉課に本来いるべき保健師が指導すべきだというふうに思うんです。それが配属されてない。だから、こういうところにミスが起きてくるんじゃないですか。

これ、以前から言っているように多受診、いっぱいお医者さんにかかっている人がいるんじゃないんですか、必要以上にお薬もらって飲んでいる方がいるんじゃないんですか、服薬指導必要じゃないんですか、このことは3月、6月、9月と私、質問やってきています。しかしながら、何もされてきてないというのが今の実情ですよ。そのことが、平成30年、来年からの保険料に振りかぶってくる部分もあるんじゃないかというふうに思います。

ただ、一概に今、村のほうを責めましたけれども、私も実はこのことに気がついたのはつい昨日、おとといぐらいなんです。ですから、私も見落としたというのは、これは大きく反省すべき点だなと思います。

一番思うことに関しては、国はいかにこうやってポイント制を上げて、国保に対するお金を削減しようとしているのかな、このことがまず1つのポイントかなというふうに思います。ですから、これから、村は早急に対応すべきだというふうに考えますけれども、いかがお考えになりますか、これは村長かな。この可能性とかも絡めて、いかがお考えになりますか。

○議長（白岩征治君） 村長、佐藤正博君。

○村長（佐藤正博君） 1月の今度、県知事との新年会と申しますか、その前に、実はこの指針の説明会が市町村長に対して設定されました。昨日、通知が来ました。今の部分も多分入っているはずであります。

1番は、やっぱり2025年、本当は2035年問題って、昨日、新聞に書いてありましたね。増大する医療費にどう対処するんだと。それは、こう言うのは何ですが、福島県で本当に最初に取り組もうと、西郷と須賀川市で京都大学の副学長、福原先生が来て、ピンピンキラリ運動始まりましたね。あれが福島県で最初だったわけです。

あのときの福祉部長に言って、こういう取り組みをするからということで、今の受診の問題、ジェネリックとか、いろんなサポートするための仕組みをつくりました。からだの学校であります。

議員言われましたように、やっぱりこれが制度として急いでいるのは、国として金が足らなくなるということと、保険料率上がるんじゃないかと。もう一つは、国保ということで、全国民じゃなくて国保だけですよね、偏りがある。じゃあ、国保はどういった性格となると、やっぱりいわば弱者で、あるいは高齢化でと、いろんな問題を抱えていますので、これは一般会計からもということでやむを得ないだろうという部分を今考えていますが。

しかし、ただ、今の800億円から1,000億円を交付するポイントにカウントするのに、どこまでやっているんだということになってくると、言われたとおり、今の課の設置と申しますか、それをサポートするバックアップ体制をつくっていく必要があります。今まで、ワンポイントじゃないということもありましたが、高齢者の対

策の今の医療費、あるいは介護に向けての大きな形というか、そういうものはつくっていかねばならないというふうに思っているところでございます。

○議長（白岩征治君） 11番上田秀人君。

○11番（上田秀人君） 11番。大変申しわけありません、今の答弁ではわかりません。

私は、課を思い切りって、課の設置条例を直す、設置を見直すべきじゃないかと思うんです。ですから、福祉課にもきちんと保健師の配属とか、それをもってきちんと国保加入者の健康状態を保ちながら、このやつにも応えていく必要があるんじゃないんですか。

要するに、健康であれば本人もいいわけですよ、以前からお話ししているようにね。健康が保たれれば、その分このポイントが上がって行って、いわゆる試算に関しては、保険料の引き下げにもつながっていく部分があります。だから、このことはちゃんと早急に対応すべきだと、気がついた時点で対応すべきだというふうに私は申し上げたいと思います。

村長が今、ピンピンキラリというお話をされたと思うんですけども、これは国保固有の指標の中のデータヘルス計画、その中にこのピンピンキラリというのは入ってくるのかなと思うんですけども、こういったデータも、データとしてただため込んでいくだけではなくて、それをいかに反映させるか、そのこともやはり保健師を使い、いろんな医療機関と相談をし、それを広げていく必要があるというふうに思います。このことは十分に注視していただきたいというふうに思います。

あとは、今回、これを見ていて非常に憤りを覚えたのは、「国民健康保険に対し、平成26年度に実施した低所得者向けの保険料軽減措置の拡充（約500億円）に加え、毎年約3,400億円の財政支援の拡充等を以下の通り実施することにより、国保の抜本的な財政基盤の強化を図る。」ということで書いてあります。

国費3,400億円は、現在の国保保険料総額約3兆円の1割を超える規模だと、被保険者当たり約1万円の財政改善が効果が出てくると書いてあるんですけども、何というのかな、この書き方というのは、非常に矛盾しているなと思うんです。今まで、保険に対しての国の国庫支出金のあり方、出し方というのが、非常に率を下げてきましたよね。当時65だったものを50ぐらいまで下げてくるとか、いろんなやり方をして支出金を下げてきた。自分たちがその礎を積んできたくせに、今、大きく切りかえるときに、いかにも財政を大きく出して、保険料1万円、財政改善しますよなんていうことを言っていますけれども、私はこれ絶対違うと思う。そもそもが社会保障という問題でやってきている話ですから、基本的に考えが狂っているというふうに思います。

本日、一般質問の冒頭、同僚議員の質問等の中で、専守防衛という話し出ましたように、その防衛費に国は幾ら使おうとしているんですかと思うんです。今、第三国がミサイルを撃ち込んでくるかもしれないということで、イーグスアショアを設置したいとか、F-35を買いたいとか言っていますよね。あんなの1機幾らするんですか。例えばそれを買って、例えばですよ、F-35を買って、先制的に発射台を攻撃する

んですか、日本は。それが専守防衛じゃないですよ、それはね。イージスアショアを設置して、実際に撃ち込まれたときに迎撃できるんですか。できるわけないと思います。

ですから、同僚議員も言われたように、外交がやはり重要で、外交にもっと重視をして、こういう防衛費をもっと抑えて、こういう社会保障にお金を充てるべきだと、このように私は思います。

ということで、次の質問に入っていきたいと思いますが、以前、国保の問題を取り上げたときに、いろんな中で問題を指摘したときに、答弁の中で、制度的に限界があると村長答弁されていましたよね。そのときの答弁の中で、いわゆる分母、支える数が大きくなれば国保が改善できるというお話がありました。

実際に今回、その支える分母が大きくなるというふうに理解をするところですけども、実際に国保事業が広域化されることによって、メリット・デメリット、どのようなものが考えられるのか、まずお示してください。

○議長（白岩征治君） 福祉課長。

○福祉課長（真船 貞君） お答えいたします。

広域化によるメリット・デメリットということでございますが、これまで市町村ごとに運営をしてきました国民健康保険は、高齢者の比率が高く、医療費負担が増大している一方で、今、議員ご指摘の保険税を負担することができる現役世代が減少するといった状態にあって、それによる赤字を解消するために保険税の負担を重くするといった悪循環に陥ってしまう市町村が多くございました。

当村においても、被保険者の年齢構成比率が年々高齢化に向かい、1人当たりの医療費負担は増加の傾向にあります。これまで一般会計からの繰り入れを行うこと等で税率を据え置き、被保険者負担を最小限にとどめてきたところであります。

ここで、まず広域化による市町村側の第1のメリットであります。今後、財政運営主体が市町村から県に移ることで、市町村単位の保険負担の不均衡を少なくすることや事務の効率化、財政運営の安定化が行われるということになります。これが大きなメリットということでありまして、具体的に申し上げますと、小規模保険者における財政運営上のリスク回避のため、保険給付に必要な額の全額が県から交付されることとなります。

また、先ほど議員がおっしゃった毎年約3,400億円の国費による財政支援の拡充があり、国保財政の基盤強化が行われます。さらに、県には基金を設置することで、予期せぬ給付増や保険料収納不足などのリスクに対応することができます。これが、まず第1の財政面のメリットということでございまして、次に、第2のメリットでございますが、標準保険税率が県より提示されますので、市町村保険料率を決定するための参考とすることができて、他の市町村との比較が容易になるということでございます。

また、県内統一の運営方針のもと、各市町村の事務処理等についても標準化が行われることとなります。標準化による効率化も同時に図られますが、こちらについては

平成30年度以降も継続して県内市町村において事務運用のすり合わせなどを行い、標準化を目指すということになっております。

こういったメリットに対して、またデメリットという部分もございますが、まず市町村側のデメリットということで、事務の標準化の部分で当面の各市町村の事務執行内容を検証しますと、交付金、補助金等については県が申請を行うということになっておりますが、情報集約のために市町村のこれまでと同様の作業が必要となっていることで、事務の軽減が図られているというわけではないという側面がございます。

また、給付費の支払いについても、市町村が県に一旦納付金を納めますが、給付に必要な額がもう一度県から市町村に交付され、そこに単独事業分を乗せた上で市町村が個々に支払いを行うというような、ちょっと行ったり来たりする会計上の措置がありまして、そういったことの事務処理が一部増えるということもございます。

こういったことで、現時点で大きな事務軽減に直接つながるということは見えてこない状況で、広域化のメリットはそれほど実感できるという感じではございません。今後の段階的な統一化の中で、こういった欠点についても徐々に修正されていくものと期待をしているところであります。

○議長（白岩征治君） 11番上田秀人君。

○11番（上田秀人君） 11番。今、説明をいただいたんですけれども、あまりメリットを感じないという答弁でしたよね。私、これデメリットばかりじゃないかなと思うんです。例えば、さきにメリットの中で財政基盤が大きくなるという話だったんですけれども、これ、村がやっている国保の財政基盤が大きくなるのであれば、すごいメリット大きいなと思いますよ。ただ、財政基盤が大きくなるのは県のほうですよ、統一化しているほうだよ。それは村に何のメリットがあるのかなというのはまず思うんです。

あと、事務の効率化というお話しありましたけれども、確かに県のほうでいろいろ算定はしてくるのかなと思うんですけれども、ただ、そのデータになる数字を県に上げなきゃいけないんじゃないですか。そうすると、その事務というのは余計煩雑化するんじゃないですか。

あとは、先ほど言いましたように、がん検診とかメタボの健診受診率とか、あとは改善率とか、そういう細かい数字も今度必要になってきますよね。今までは村で、課が違うから、データのやりとりというのはどうやっていたのかわからないですけれども、庁内の中でのやりくりというのはできたと思うんです。ところが、今度はそれをきれいにまとめたものを県に上げなきゃいけないんじゃないですか。そういうやりくりというのは、また非常にこれは複雑化してくるんじゃないかと思う。このメリットというのは、私は何もないんじゃないかと思うんです。

実際、どこにメリットがあるんだといった場合に、これがメリットあるのは、やはり国じゃないかと思うんです。あとは、県じゃないのかなと思うんです。県はこれまで、国保会計に対して支出金ってあんまり出してなかったよね。ほとんど出してないと言っていいぐらいですよ、福島県はね。これは全国でも有名な県ですからね。



そういった県が、さらにこれはよくなっていくんじゃないかな。市町村は大きな負担がかかってくるんじゃないかなと思うんです。そうなったときに、果たして担当する職員の方は本当に大丈夫なのかなって心配するんですけども、その辺いかがお考えになりますか、伺います。

○議長（白岩征治君） 福祉課長。

○福祉課長（真船 貞君） お答えを申し上げます。

先ほども申し上げましたとおり、この事務の標準化とかそういった部分については、来年4月に全てがスタートできるわけではございません。先ほども申し上げましたように、今後、段階的に統一化されていくというふうなことで、現時点でお答えできる部分だけを見ると、なかなかメリットを正直私も感じる事ができないんですけども、今後、標準化が進めば、無駄な事務作業が減っていく部分があるのかなというふうに思います。

当面、スタートに当たっては、新しいことに対する事務が増えている、また、従来の事務も残ってしまうというような一時的な現象もあると思いますので、そういったものがそぎ落とされたときに、初めてこのメリットを感じるようになるのではないかなというふうに感じております。

○議長（白岩征治君） 11番上田秀人君。

○11番（上田秀人君） 11番。別に私、担当課長を責めているわけじゃないですからね、責めるのは国だなと思っていますから。あとはもう一つ、責めるのであれば県だなというふうに思いますよ。ただ、今後、段階的に協議を進めていきますということで、本当に今、担当課の職員、課長も含め、大変だろうなというふうに思います。

そこで、次の質問に入っていきたいと思うんですけども、今後、段階的にお話をしていく上において、村は留意して、どこをどういうふうに注視されるのか、留意をして交渉されていくのか、このことがもしあればお示してください。

○議長（白岩征治君） 福祉課長。

○福祉課長（真船 貞君） お答えを申し上げます。

村が留意していく点ということでございますが、先ほども議員がおっしゃいましたように、この保険料率の一本化ということは、所得や年齢、世帯構成が全く同じであれば、県内のどこの市町村に行っても同じ保険料となって、公平だというふうに考える。先ほど言ったように、一方、医療費の高い市町村の負担を低い市町村が負担するというようなことになって、公平でないというような話にもなるという、両方の側面があるということでございましたので、今後、そういったものをなくすために、医療費水準の平準化こそが重要で、保険料統一にはなくてはならないということであります。

現にこうした医療費格差があるままで、例えば保険料を一本化させていくということをもし進めれば、それは不利益になりますから、そういった部分が先行して保険料の一本化が先行されて進めることなく、実態に合うような形で、各市町村によって有利、不利それぞれ出てくると思いますけれども、本村の場合は、そういった本村の意

見というものを、この制度の導入に当たっては十分主張して行って、そういった一方的な不利益な状況にならないように交渉していきたいと、そのように考えているところでございます。

○議長（白岩征治君） 11番上田秀人君。

○11番（上田秀人君） 11番。今、担当課長からいろいろ答弁いただいたんですけども、今回これ、前回ですか、質問の中で、約50年ぶりに大きな改定だという話になりましたよね。昭和36年4月に今の国民健康保険制度が始まったと、実質は昭和39年のあたりに鹿児島のある2つの島が入って、国民皆保険というのが本当の意味で立ち上がったというふうに私理解していたんですけども、ですから、大体おおむね50年ぶりに大きく変えようとしているということで、なぜそんなことをやる必要があるのかということはずうっとの間考えていたんですけども、さきに申し上げましたけれども、国はやはり国民健康保険に対する国庫支出金の削減を大きな狙いとしているだろうな。医療費が膨大に膨らんできた、そのことによって医療費を引き下げるのに、医療費を引き下げるといふか、そのための負担を下げるために、国民健康保険の負担、いわゆる支出金を下げることを目的としているんじゃないかと思うんです。

その中でもう一つ、先ほど言いましたように、保険者努力支援制度、こういう制度を活用することによって、いわゆる市町村間で競争させる、競い合わせる、そのことによってさらに支出金を下げることを狙いとしているんじゃないかと私は考えます。

そして、その支援制度を活用して、その結果に基づいて、いわゆる国庫支出金を今度は財政調整交付金、要するにその結果に基づいて金額を調整できるように、そっこのほうにシフトしていくんじゃないかというふうに結果考えるわけでありまして。そういったことも十分に注視していただきたいなというふうに思うんです。

今回、この問題を取り上げるに当たって、私、国民健康保険法をもう一度ちょっと読み直してみました。そこで、非常にがっかりしたのが、来年4月から施行される国民健康保険法ですよね、改定のまだ、来年4月から施行されるやつですよ。これを見ていて、がっかりしたなというのは、まず第3条の保険者の部分です。これ、旧法では「市町村及び特別区は」ということであっていますよね、旧法って、今の法律ね。

来年4月からのやつは、ちょっと読んでみます。「都道府県は、当該都道府県内の市町村（特別区を含む。以下同じ。）とともに、この法律の定めるところにより、国民健康保険を行うものとする。」、「とともに」なんです。たったこれだけの付け加えたことによって、都道府県とともに付け加えただけで統一化しようとしている。ただ、逆から読めば、別々でもこれいいんじゃないかというふうにも読めますよね。

それと、同じく4条のほうをちょっと見ていきますと、旧法で第2項は「都道府県は、国民健康保険事業の運営が健全に行われるように、必要な指導をしなければならない。」となっていますけれども、新しいほう、来年の4月からののは、都道府県はということで、「安定的な財政運営、市町村の国民健康保険事業の効率的な実施の確保その他都道府県及び当該都道府県内の国民健康保険事業の健全な運営について中心的

な役割を果たすものとする。」、中心的な役割を果たせばいいんだというふうにもとれますよ、これね。だから、考えようによっては無責任な考え方じゃないかなというふうに思います。

新しいほうの第4条の3項のほう、「徴収、保健事業の実施その他国民健康保険事業を適切に実施するものとする。」ぐらい、そのぐらいの改定しか書いてないんです。

あと、一番ショックを受けたのが、4条の4項です。「都道府県及び市町村は、前2項の責務を果たすため、保健医療サービス及び福祉サービスに関する施策その他の関連施策との有機的な連携を図るものとする。」、この有機的な連携というところに非常に私、何というのかな、ショックを受けたというか、がっかりしました。みんな仲よく協力してやりましょうよ、お互いプラスになるように頑張りましょうよぐらいの考えですよ。そのぐらいの改定でこの——さきに話しましたように、50年ぶりの大きな改定をする、こういうことが本当にあっているのかなというふうに思います。

今回、国民健康保険法の第1条にある社会保障の記述や観点が、非常に私は薄れているというふうにしかならない。完全にこれ消えているんじゃないかというふうに思いますよ。

今回、これがね、もともになった法律というのは、持続可能な医療保険制度を構築するための国民健康保険法等の一部を改正する法律ということで出されていますけれども、持続可能な社会保障制度の確立を図るための改革の推進に関する法律に基づきということで、持続可能な一応うたっていますけれども、実際にこの条文を読んでも、その部分が十分に読み取れない、社会保障の記述が十分に読み取れない、観点が薄れているように思う。

社会保障制度というのは、非常に私は国民健康保険の根幹を担うものだというふうに思いますけれども、その部分に関して、担当課長、何か思うところあればお答えいただきたいと思うんですけども、いかがでしょうか。

#### ◎休憩の宣告

○議長（白岩征治君） 一般質問の途中ではありますが、ここで午後3時45分まで休憩いたします。

（午後3時22分）

#### ◎再開の宣告

○議長（白岩征治君） 再開いたします。

（午後3時45分）

○議長（白岩征治君） 休憩前に引き続き一般質問を続行いたします。11番上田秀人君の一般質問に対する答弁を求めます。（不規則発言あり）失礼しました。

11番上田秀人君。

○11番（上田秀人君） 本来であれば、議長おっしゃられるように答弁いただくところなんですけれども、さきに質問した内容が、ちょっと私の中で矛盾していたかなというふうに思いますので、もう一度質問を整理して質問したいと思いますので、よろし

くお願いします。

私、国民健康保険法、これ来年4月から施行されるものを読んだんですけども、この国民健康保険法を読んでいって、一番原本となる社会保障の記述や観点が欠落しているというふうに私は理解をしているんです。このことに関して、福祉課長はどのようなお考えか伺いますということで、整理して伺いたいと思います。いかがでしょうか。

○議長（白岩征治君） 福祉課長。

○福祉課長（真船 貞君） お答えします。

改正される法律の中に社会保障という概念、考え方が反映されていないんじゃないかというようなことだと思いますけれども、国の制度改正なので、私の立場でお答えをすることはできません。

○議長（白岩征治君） 11番上田秀人君。

○11番（上田秀人君） 11番。担当課長ね、まだ十分に新しい法を理解されてないということで理解したいと思うんですけども、一番ここが重要なポイントかなというふうに思うんです。

社会保障制度というのがきちんと日本で確立されてきて、これをもとに国民健康保険法というのが成立してまいりました。この歴史に関しては、いろんな時間の流れがございます。さきに申し上げましたけれども、約50年前——56年、57年ぐらいになるんですかね、今の形が確立したのがね。それ以前というのは、軍属の組合方式の保険だったりとかというのが始まりみたいなんですけれども、昭和23年に保険者が原則として市町村が原則的になったと、そして強制加入になったということなんですよね。

ですから、昭和23年にこの部分が確定されている。それがこの平成30年に大きく改正されるということで、これは本当に大きな問題だなというふうに思います。

あと、社会保障についても、これは1935年にアメリカで初めて使われた言葉だというふうに本の中に書いてありました。

1942年（昭和17年）にILOということで、国際労働機構の報告書の中で社会保障の理念が明確にされたそうです。

日本においては、どういう流れで日本に伝わってきたのかというのはわかりませんが、いわゆる戦後、日本国憲法が制定されたときに、日本国憲法第25条、これは有名ですよね。「すべて国民は、健康で文化的な」という部分があります。これは第1項ですよね。

25条の第2項に「国は、すべての生活部面について、社会福祉、社会保障及び公衆衛生の向上及び増進に努めなければならない。」ということで、憲法の規定にこれはうたわれている。ですから、いつも私言うように、この国民健康保険が歪曲されて解釈されているのであれば、やはりそこは日本国憲法のもとに、きちんと交渉に当たっていただきたいというふうに担当課長に申し付けたいと思いますけれども、いかがでしょうか、伺います。

○議長（白岩征治君） 福祉課長。

○福祉課長（真船 貞君） お答えします。

大変難しい問題でありまして、ちょっと私、今のところ少しそれをまだ理解できていないと思います。ちょっと時間いただいて、勉強させていただきます。

○議長（白岩征治君） 11番上田秀人君。

○11番（上田秀人君） 11番。質問に入る前に、ただいま私、福祉課長を健康推進課長と言いました。福祉課長と訂正したいと思います。健康推進課長が口癖になっているみたいなので、訂正したいと思います。

今、福祉課長のほうから、ちょっと理解するのに時間が必要だということなんですけれども、私はその時間は必要ないと思っています。私たち日本国民は、日本国憲法に基づいて活動しているわけですよ。その日本国憲法の第25条2項の中に、「国は、すべての生活部面について、社会福祉、社会保障及び公衆衛生の向上及び増進に努めなければならない。」というふうになってますよね。

そして、私たちは次に一番重視するのは地方自治法です。この地方自治法においても第2条において、住民の福祉の向上ということが出てきますよね。このことを考えたときに、では、住民がどうやったら幸せになれるのか、このことを考えれば一目瞭然だと思います。

ですから、その社会保障の観点に基づいて、きちんと県と対等に交渉すべきだというふうに考えて、もう一度伺います。いかがでしょうか。

○議長（白岩征治君） 福祉課長。

○福祉課長（真船 貞君） お答えします。

今の趣旨を踏まえて、交渉に当たっていきたいと思います。

○議長（白岩征治君） 11番上田秀人君。

○11番（上田秀人君） 11番。趣旨を踏まえて交渉に当たっていきたいということで理解をしたいと思います。

その中で、もう一つ申し上げたいことがございます。これも以前申し上げたかと思いますがけれども、福島県内、いわゆる生活圏ということで規定されているというふうに私理解した。以前は7つ、会津が会津と南会津と分けられていましたけれども、この機に何か南会津と会津が統合されて、6つの生活圏というふうに言われているそうですけれども、この6つの生活圏において受けられる医療水準がこれまでと大きく違うのは、この福島県の特徴なのかなというふうに思います。

時間をかければ、県中の高い医療水準のところ、病院で診察を受けることも可能だとは理解しますけれども、いわゆる生活圏というくくりで見れば、やはりそれはなかなか厳しいものがあるなというふうに思います。

この部分にも、やはり担当者会議において、そういう問題があるんだということで強く主張していただきたいというふうに思います。このことについて、担当課長、どのようにお考えになりますか、伺います。

○議長（白岩征治君） 福祉課長。

○福祉課長（真船 貞君） お答えします。

いわゆる先ほどから言っています医療の格差とか、そういった観点からすると、全県1つにするというよりは、近いこの生活圏の中でこういう枠組みといますか、そういったものが考えられるのは理にかなっているなというふうな、個人的には思います。県とのお話し合いがある中では、そういったことについても提案、あるいは協議をしていきたいというふうには考えています。

○議長（白岩征治君） 11番上田秀人君。

○11番（上田秀人君） 11番。その立場で対応していただけるということで理解をしたいと思います。

今、1つまた思い出してしまったんですけども、保険料について、いわゆる今、西郷村の収納率というのを答えすぐ出ますか。国保料の収納率何%か、答え出ますか。（不規則発言あり）わからない。80幾つぐらいですよ、大体でいいです。

西郷が八十数%ということになっていますよね。東白川郡の鮫川村、ここは100%ですよ。そうすると、この違いが大きく影響してくるんじゃないかと思う。ただ、鮫川さんは鮫川さんのやり方があるって、その裏のやり方があるんだというような話は聞いています。

だから、そういったものも、何というかな、きちんと考慮されるように、担当課長としては十分に留意して、今後の交渉に当たっていただきたいなというふうに思います。このことに関しては、来年の6月、私もまだ任期がありますので、もう一度確認したいと思いますので、きょうはこれで終わりにしたいと思います。ありがとうございました。

続きまして、（不規則発言あり）質問終わるわけじゃないですからね。

じゃ、質問の2点目としまして、高齢者外出支援事業についてということで伺いたいと思います。

高齢者外出支援事業について、利用実績をお示してくださいということで、以前、議長を通じて資料請求をいたしまして、資料をもらいましたので、簡単に説明いただければというふうに思います。よろしくお願ひします。

○議長（白岩征治君） 健康推進課長。

○健康推進課長（長谷川洋之君） 上田議員の一般質問にお答えをいたします。

質問第2、高齢者外出支援事業について。質問の要旨、高齢者外出支援事業の利用実績についてお答えいたします。

まず、実績を申し上げます前に、簡単に高齢者外出支援事業の概要を説明させていただきます。

西郷村では、公共交通機関の利用が困難な高齢者等に対して、外出を支援することにより、とじこもりの予防や高齢者の日々の生活を主体的に送れるよう支援することを目的として、平成25年11月より、西郷村高齢者外出支援事業を実施いたしております。

村内を北部、中部、南部の3つの地区に分けまして、それぞれ1台ずつ、3台の外

出支援の車両を運行をしております。車両は10人乗りでございます、一度に9人の方が乗車することができます。利用の対象につきましては、65歳以上で公共交通機関を利用することが困難な方でひとり暮らしの方、さらに高齢者のみの世帯の方、同居の家族の仕事などにより、日中ひとり暮らしや高齢者のみ世帯になる方、いわゆる日中独居と言われる方が利用することができます。

ここで、ご質問の利用実績でございますけれども、まず登録者数の推移について述べさせていただきます。

先ほど申し上げましたとおり、平成25年11月から始まりました。平成25年は登録者数が70名でございます。平成26年が——これ年度でございます、失礼いたしました。平成25年度は70名、平成26年度は92名、平成27年度は151名、平成28年度は192名、現在平成29年度12月1日現在では208名の方が登録されておまして、年々増加する傾向でございます。なお、この208名のうち、80歳以上の方は136名となっております。

増加の要因といたしましては、高齢者の方々に事業が周知された、ロコミ等でも事業のほう周知されたというのがありますけれども、西郷村高齢者福祉トータルサポートセンター、高齢者トータルサポート事業というのを行っていますが、こちらも3地区で行っておりますが、こちらも平成25年10月1日に開始しております。このサポートセンターの調査員が各ご家庭を訪問しまして、困っていることはないかとかというのを調査するんですけれども、その中で外出支援事業を申請したらどうですかということで、利用決定につながるケースが多くなっているのではないかと考えてはおります。

なお、平成29年12月1日現在の登録者208名の方部別に見てまいりますと、北部が37名、中部が85名、南部が86名となっております。

さらに、利用目的別の延べ件数でございます。平成28年度の利用実績を見てみますと、延べ2,136件の利用がありました。そのうち、全体の78%に当たります1,666件が通院でございます。病院のほうに通院しております。さらに、21.6%に当たります462件が買い物、残り0.4%の8件が公共施設の利用でございます。

次に、利用延べ件数の推移でございます。今ほど申し上げましたが、平成29年度は2,136件でございますが、平成25年度は延べ456件、平成26年度は1,457件、平成27年度は1,868件となっております。平成29年度本年度におきましても、10月末で既に1,482件の利用がございます。このままのペースでまいりますと、昨年度を大きく上回ることが予想されております。

利用実績については以上でございます。

○議長（白岩征治君） 11番上田秀人君。

○11番（上田秀人君） 11番。ただいま利用実績について、事細かに丁寧にご説明いただいたわけでございます。利用に関しては、じわじわと伸びてきているというふう理解をします。

やはり、高齢者の特徴なのかなということ、目的地が病院ということでかなりウエートを占めているなというふうに思います。

この事業に関しては、あちらこちらで高齢者の方とお話をさせてもらって、この事業を利用されている方とお話をさせていただくと、「非常にドライバーさんも親切で、助かる事業だよ」ということとお言葉をいただいています。

その中で、ちょっと言葉を耳にすることがありますけれども、いわゆる目的地、いわゆる病院、買い物、公共施設、銀行ということで、4地点に絞られていると。これをもうちょっと拡充という、広げてほしいという声がよく寄せられます。このことについてはどのようにお考えになりますか。対応を考えられませんか、いかがでしょうか。

○議長（白岩征治君） 健康推進課長。

○健康推進課長（長谷川洋之君） お答えをいたします。

次の質問の2点目の利用目的について改善する考えがあるのかということだと思いますので、お答えをいたします。

西郷村高齢者外出支援事業実施要綱第7条には、利用の目的が記されております。まず、通院でございます。通院は、西郷村及び白河市の病院への通院。それから、次に公共施設の利用ということでございます。3番目に買い物、イオン白河西郷店に限るということでございますけれども、買い物がございます。そして、4番目に金融機関ということで、この4点を利用目的として明記してございます。

当初は、通院、公共施設、買い物のみでございましたけれども、本年平成29年4月より、利用者の要望により金融機関を追加したところでございます。何分にも9人乗りということでございましたので、3点目にも関連するんですけども、1人1か所、9人が乗れるということでございましたので、このような4か所ということで対応させていただいております。

ただし、先ほど議員がおっしゃったように、もう少し行ける範囲をとといいますか、利用目的を追加してはどうだというご意見。先ほど申し上げました金融機関もそうですけれども、要望が多ければ、絶対だめだということではございませんので、そちらのほうも要望に応じて対応できるようにしていきたいとは考えております。

なお、「村内と白河市のうち村長が別に定める地域」と、要綱のほうには書いてあるんですが、白河市は合併で広がっておりますので、旧東村、大信村、表郷地域についてはご遠慮していただく旨で、要綱のほうを運用させていただいておりますので、付け加えさせていただきます。

以上でございます。

○議長（白岩征治君） 11番上田秀人君。

○11番（上田秀人君） 今の答弁で、要綱の第7条、利用目的について、幅をちょっと、要望に応じて対応をとらせてもらっていますという答弁でしたけれども、そのような理解でよろしいんでしょうかね、もう一回確認します。

○議長（白岩征治君） 健康推進課長。



○健康推進課長（長谷川洋之君） お答えをいたします。

現在4か所で、それで、前回の議会の質問のときにもありました受け身の形をどうしてもとってしまうということがございます。村のほうで、こういうのがありますけれどもどうでしょうかというような形がとれば一番いいかなとは考えておりますので、今のところ、この4か所を利用の場所ということでは進めさせていただきたいというのが、村のほうとしての考えでございます。

以上でございます。

○議長（白岩征治君） 11番上田秀人君。

○11番（上田秀人君） 11番。ただいまの答弁を聞いていると、非常に苦しいなと思うんですね。これ恐らく、ドライバーさんの判断もあるのかなとか、いろんなことがあります。ただ、要綱に基づいて運行しているんだと、村はそう答弁せざるを得ませんよね。この要綱があることによって、私は十分に機能してないんじゃないかと思うんです。

あとは、金融機関に関して、答弁なかったんですけども、JA夢みなみの西郷支店かな、そこが入っていますよね。ですから、これ村内ではなくて、そこは一部広がっているよということありますよね。そこはちゃんとしておかないと、記録として残りますんでね。

また戻ります。要綱の第7条の利用目的、通院、公共施設の利用、買い物、金融機関ということでお話しあったんですけども、やはり何というんですか、公共交通機関の利用が困難な高齢者に対してということで、いわゆるこのサービスを提供する相手が高齢者の方ということで、その身体的特徴をきちんと私は捉えるべきかなというふうに思うんです。例えば、高齢ご夫婦の方で、片方の方が入院されてしまった、そのときにお見舞いに行くとき、これ使えませんよね。自分が通院だったら使えますよね。でも、例えば奥さんが見舞いに行きたいと、旦那さんのところに行きたいといっても、お見舞いですからこれはだめですと言わざるを得ないですよ。そういうことが今、現実に起きているんじゃないんですか。ここを何とかしてほしいという声がありました、まず1点。そのことに関してはいかがですか。

○議長（白岩征治君） 健康推進課長。

○健康推進課長（長谷川洋之君） お答えをいたします。

議員おただしのおり、ご夫婦で、片方の例えば旦那様が入院されるとなった場合に、奥様がお見舞いに行くというところで、現在の要綱ですと、お見舞いは確かに外出支援は使うということではできません。ただ、そのときに、ご自分の薬等をもらいに行くといえますか、受診関係で病院のほうに行くということであれば、私どもはそういうことだということ以外で外出支援を使っているという事実もございまして、もしくは、例えば金融機関、それから病院、通院、それから買い物というところで、例えば病院がありまして、すぐ隣に銀行があります。すぐ隣に例えばお店がありますといったときに、それを見て、あなたは通院なので絶対通院しかだめですよということは、私どものほうからは言えないものですから、その辺のところは時間の範囲

内で、帰る時間までの間に利用される方がそちらのほうも利用されているという実態があるということはお聞きをしております。その部分について、私どもがどうこうという部分はいたしておりません。

ただ、これは根本的な解決にはつながりませんので、議員おただしのとおり、例えばお見舞いという部分もこの中に入れて対応できれば一番、もっと幅も広がりますので、それで対応できればいいかなとは思いますが、現在の状況ですと、先ほど言いました9人乗りに3台ということで、各北部、中部、南部の3部でやっておりまして、その部分について、すぐに入れるという部分はできるかどうか、まだ、まずはやってみてというような形になるかなとは思いますが、やらないということではございませんので、検討していきたいなど、そんなふうに思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思います。

○議長（白岩征治君） 11番上田秀人君。

○11番（上田秀人君） 非常に厳しい答弁で、答弁できないね、これね。ですから、一番言いたいのは、要綱を直すべきだと思うんです、私。要綱がある限り、これに縛られますよね。そうすると、思い切って、例えばご夫婦で、片方が入院されました。じゃ、例えばの話です。おばあちゃんは、白河の個人病院に行きました、おじいちゃんは、入院施設のある厚生病院とか白河病院に入院しています。こうなったときに、個人病院には行けるけれども、こっこの厚生病院とか白河病院には行けないというふうになっちゃうよね、この要綱だとね。それが本当に正しいことなのかなと思うんです。ですから、これは要綱を見直すべきだというふうに私思うんです。

あとは、先ほど課長が丁寧に説明していただいて、あれっと思ったのは、いわゆる外出支援をすることにより、とじこもりの予防、高齢者の日々の生活を主体的に送れるように支援するとありましたよね。これをうたうのであれば、例えばお友達の家に行くときにも使えるようにしたらいいんじゃないかと思うんです。そうすることによって、とじこもり予防にもなるし、主体的な日常生活が送れるんじゃないかなと思うんです。特に、これから寒くなると、お年寄りの方というのは家にとじこもりぎみになってきますよね。

そうすると、特徴的に見ていると、家にいると何か認知症っぽいのが出てきたりするときあるんですよ。やはり、外部との接触がないと、何か認知症っぽくなる人もいたりするので、やはり積極的に外出できるためには、こういう支援制度をもっと拡充すべきじゃないかなと思うんです。

課長の苦しい答弁の中で、9人乗りの車3台でやっているという話だったんですけども、議会側は、全ての議員がデマンド交通システムを村でも取り入れなさいよという話をしていますよね。実際、行き着くところはそこなのかなと思うんですけれども、今、この外出支援事業をやっているのであれば、もっと台数を増やすとか、そういうこともちゃんと検討すべきじゃないかと考えますけれども、いかがお考えになりますか、伺います。

○議長（白岩征治君） 健康推進課長。

○健康推進課長（長谷川洋之君） お答えをいたします。

現在、この外出支援事業、平成25年11月から来年の10月まで、長期継続契約という形で行わせていただいております。延べ件数が2,136件、今年度ですとものっといくというような形、それから現在の方法が利用者の方にやっと浸透して、理解されてきたことということと、先ほど言いました平成30年11月までの契約だということ、そういう部分もありますので、利用されている方に混乱を与えないように、少しずつ改善して、そこまではやっていきたいかなと思います。

なお、その後につきましては、実は議員の皆さんもご承知のように、平成28年度に企画財政課において、西郷村地域公共交通網形成計画というのを策定いたしました。私どもの健康推進課の事業につきましても、その中に組み入れるような形といいますか、まだどのような形かはわかりませんが、具体的には進んでいませんが、実証実験等を行って、その後に新たな公共交通体制を整備していくという予定でございますので、それまでは現状のこの利用目的、その後、3点目に利用回数とか利用時間とかというのがありますが、これを基本にして、改善できる部分があれば改善しながら進めていきたいかなと、そのように考えておりますので、よろしく願いいたします。

○議長（白岩征治君） 11番上田秀人君。

○11番（上田秀人君） 11番。ただいま答弁の中で、企画財政課のほうで公共交通システムの改編ということでお話しありましたけれども、絵に描いた餅では腹いっぱいにならないんです。今、ここに食べれる餅があるんです。食べ物に比較して申しわけないですけども、だったらこれをもう少し拡充をして、そのまま移行できるように、新しいシステムのほうに移行できるように、そのことも考慮しながらやっていくべきだというふうに思いますよ。

あと、要綱の第8条の利用時間及び回数についても、やはり同じです。午前7時から午後2時まで、週に1回しか利用できない、これではやはり十分だと私は言えない。この利用時間に関しては、いわゆる運転されているドライバーさんの労働時間の絡みとかいろいろあるのかなとは理解します。ですから、その部分も、これ多分プロの方に依頼していると思いますので、もうちょっと拡充をして、ドライバーさんに負担をかけないように、多分、今のドライバーさん、お昼ご飯食べるの午後2時過ぎとかになっているというふうに私理解するんです。戻られてから、自分の車の中で食事とられたりしているような姿をちょっと見たこともありますので、その時間が多分2時過ぎだったりとか、そういう負担をかけているということを考えれば、やはりこの部分もきちんと担当課して対応すべきだなというふうに思います。伺います、いかがですか。

○議長（白岩征治君） 健康推進課長。

○健康推進課長（長谷川洋之君） お答えをいたします。

今ほどありました車両の利用時間等が要綱の第8条に記されておりますが、外出支援の車両は、おおむね午前7時、8時、9時の時間で高齢者のお宅にお迎えに行っ

いるところでございます。午前7時の便は、白河厚生病院の通院の方を乗車させております。午前8時は一般病院の方、午前9時はイオン白河西郷店の買い物とか、9時開院の病院の通院として運行をいたしております。迎えにつきましては、それぞれ収容する時間が異なりますので、運転手の携帯電話に直接連絡を行って、各家庭にお送りをしているところでございます。

日々の予約数に差はございますけれども、多い日は1つの地区に10名を超える利用がございます。午前7時から午後2時ごろまでは、先ほど議員おただしのとおり、休憩時間もなく運行する日も、最近登録の数も増えてきて、多くなってまいりました。それで、先ほど委託をしているということで、運転手の労働時間との関係もございまして、現状、午後2時までとなっております。

回数につきまして、利用延べ回数、平成28年度でございますけれども、月1回利用されている方が39.5%、月2回利用される方が19.9%、そして月3回利用されている方が15%、月4回以上が25.6%、6割の方が月一、二回を利用されているということでございました。

先ほどございましたように、いろいろな利用時間とかそういう部分についても、回数についても6割の方が一、二回ですけれども、その部分についても残り何回がいいかと、もっと人数が増えてきて、利用される方が増えてきたときに、何回がいいのかという部分についても、やはりもう増えていますので、検討していかなくてはならないという時期かなと、そんなふうには考えております。

以上でございます。

○議長（白岩征治君） 11番上田秀人君。

○11番（上田秀人君） 11番。今、いろいろ答弁いただいたんですけども、6割の方が月1回の利用だということですね。ですから、何か要望には十分応えているというふうにもとれる答弁なんです。逆から考えれば、それだけ高齢者の方は村に対して気を使っている可能性もあるということです。月1回の利用で、6割の方は我慢している可能性もあるということ十分に考えていただいて、もっと柔軟に対応していただきたいなというふうに思います。

あと、買い物についてもイオン白河西郷店となっておりますけれども、私、この店に別に恨みあるわけじゃないですけども、もうちょっと拡充してもいいんじゃないかと思えますよ。例えば日常雑貨、いわゆる生活雑貨じゃなくて、日常雑貨なんかも欲しい方もいらっしゃると思えます。そういった方に答えるためにも、買い物についてももうちょっと幅を広げるべきではないかというふうに申し添えて、時間が迫ってきていますので、次の質問に入りたいと思えます。

じゃあ、質問の3点目といたしまして、公共施設等の環境整備についてということで伺いたいと思えますけれども、1と2をあわせて伺いたいと思えます。村営住宅周辺の草刈り作業の実施状況について伺いますということで、あと2番目としまして、村が管理する公園等の清掃などの実施状況と実施方法について伺いますということで、これ2点あわせて答弁いただきたいと思えます。よろしくお願ひします。いかがでし

ようか。

○議長（白岩征治君） 建設課長。

○参事兼建設課長（鈴木宏司君） 11番上田議員の一般質問にお答えします。

1点目、村営住宅周辺の草刈り等でございますが、入居の際に、居住される方々がお互い協力し合って美化活動に努めていただけるようお願いしている状況でございます。

各住宅には管理人がいらっしゃいますので、そうした活動の中心を担っていただいております。管理人からは、おおむね月1回程度そうした活動を行っている聞いておりますので、ご理解を賜りたいと思います。

次に、公園等の管理でございます。

村が管理する公園等の清掃などの実施状況につきましては、草刈りが年に二、三回程度実施しております。雑草が多くなる6月ごろから9月ごろまでで、状況を確認しながら行っております。

また、各公園にはトイレを設置してある公園もございますので、親水公園につきましては週に2回、上野原公園、大平アメニティにつきましては週に1回、トイレ清掃とごみ拾い等を実施しております。いずれもシルバー人材センターのほうに委託しております。なお、それでも対応に困難が生じた場合には、職員も含め、対応に当たっている状況でございます。

引き続き効果的な事業推進を図ってまいりたいと考えておりますので、ご理解を賜りますようよろしくお願いします。

○議長（白岩征治君） 11番上田秀人君。

○11番（上田秀人君） 11番。ただいまの答弁をいただいて、理解をするところもでございます。ただ、村営住宅に関しては、月1回程度の美化の実施ということで、今、入居者の方にご協力いただいているということなんですけれども、確かにあの住宅の周辺というのはやられているのかなと思います。さらに、その外側というんですか、草刈りとかの実施となってくると、住宅に入居されている方の草刈機がないとか、そういった面で公園が草ぼうぼうになっているとか、敷地内にある公園が草だらけになっているとかという声も寄せられています。

また、公園に関しても、やはり余りいい環境じゃないよという声が寄せられてきていますので、これはもっと注視していただきたいなというふうに思います。

シルバー人材のほうに委託をしている、さらには職員の方が出向いて草刈りをする。私も村の中を歩いているときに、職員の方が草刈りをやっている姿も見ました。ただ、その姿も結構ですけれども、やはりその地域の方に、何とかな、ボランティア団体、有償ボランティアでいいと思います。実費保障ということで、例えば草刈機の燃料費、また、草刈機の刃を補助するとかね。そういった団体を育成をしながら、やはり村全体で美化を進めていく、このことも建設課の責務ではないかと考えますけれども、いかがお考えになりますか。

○議長（白岩征治君） 建設課長。

○参事兼建設課長（鈴木宏司君） お答えいたします。

村のほうには、道路河川愛護団体、これは有償ボランティアなんですけど、そういった形のボランティアの募集も行ってございます。今現在、15団体のボランティアがそういった形の、年に、三回ほどの清掃を行っておりまして、報奨金が3万円という形で、ボランティアのお手伝いをさせていただいております。

私どものほうとしては、なかなか全村自体に目が届かないところもございまして、こういったボランティアの募集は随時行っているような状況でございます。

確かに、もう一つ公営住宅のほうは、団地の規模によりまして、高齢者世帯であったり、そういった議員がおっしゃるような小規模な住宅につきましては、なかなか大変な状況も私のほうでも認識してございますので、そういった場合にもそういったボランティアの育成とか、あとはシルバー人材センターのほうへの委託とか、そういったことも今後検討してまいりたいと考えていますので、ご理解お願いいたします。

○議長（白岩征治君） 11番上田秀人君。

○11番（上田秀人君） 11番。15の団体に、愛護団体というのかな、そういう方をお願いしているというお話で、十分理解をする部分もございまして。それに合わせて、例えばスポーツをされている団体の方とかいらっしゃいますよね。こういった方に協力要請をして、そしてその報奨金をお渡しをしてその活動に充ててもらおうとか、そういった面の拡充をしていく必要があるんじゃないかと思っております。そういったことも広く目を広げて対応していただきたいというふうに申しつけをして、私の一般質問を終わりたいと思っております。

以上です。

○議長（白岩征治君） 11番上田秀人君の一般質問は終わりました。

#### ◎散会の宣告

○議長（白岩征治君） 以上で本日の日程は全て終了いたしました。

12月11日は定刻から会議を開き、一般質問を行います。

本日はこれにて散会いたします。大変ご苦労さまでした。

（午後4時25分）